

資料 2 医療の質の向上に関する問題について

第 3 回 美容医療の適切な実施に関する検討会

- 1. ヒアリングで指摘された問題**
2. 実態調査結果
3. 本日の論点

ヒアリングで指摘された問題①

- 第2回検討会のヒアリングで指摘された医療の質に関する問題は以下のとおり。

医師の知識・技能等に関する問題

- 主に外科的手法を用いて疾病による変形を正常な状態に近づける形成外科と同じ基本手技を発展させて行う美容外科診療は、臨床解剖学や創傷治癒学といった形成外科学を基礎として学んだ上で、実際に多岐な手術を行い、習得していく必要がある。
- 美容医療の合併症の治療に対応するには、解剖学、病理学、創傷治癒学などの知識と経験が必要であるが、形成外科、皮膚科の専門研修を受けていない医師は、それに対応できていない。
- 十分な教育、研修を受けておらず、美容医療はもとより医療人としての基本的な知識、技能、態度が不十分な医師（歯科医師を含む）による美容医療の被害が生じているのではないか。
- 患者の健康や安全よりも経営効率を優先する医療機関が存在する。

アフターケアに関する問題

- 医療における合併症は一定の割合で必ず存在し、その対応は合併症が発生した医療施設が責任を持って対応すべきであるが、軽微から重篤な合併症に対して治療を行った施設で対応できていないケースや、受診後に担当医に経過やトラブルについて相談しても拒絶され相談できないケース等が存在。
- 治療の効果とリスク（通常起こりうるものも含む）について、美容医療実施機関における事前の説明と治療後の対応が不十分であった患者が他の皮膚科専門医を受診し、通常診療を圧迫している。

ヒアリングで指摘された問題②

医療機関が遵守すべき基準・水準について

- 美容医療は医療の一分野である以上、科学的エビデンスに基づく安全性と効果の評価が確立した治療を行うべきであるが、効果や安全性が確認されていない治療の結果、副作用や効果が感じられない等のトラブルが存在。

患者による理解・適切な医療機関の選択に関する問題

- 患者がインターネット等で情報を得ており、適切な医療機関を選択する知識・情報が不十分。
- 患者が正しく安全な医療機関を見極められるような仕組みが必要。業界団体が制定した運営ガイドラインを遵守している施設を認定し、認定医療機関で安全性の高い治療だけを受けるように啓発する必要がある。
- 違法広告の取締りが機能していない。

実態の把握に関する問題

- 美容医療によるトラブルにおいて、事例の行政への報告方法等が十分に明らかになっていない。
- 合併症には、ショックや重篤な感染症など生命に関わるものから、失明、組織壊死、瘢痕拘縮など重篤な後遺症を残すもの、傷跡、炎症、色素沈着など醜形を残すものなど様々であるが、その実態が明らかになっていない。

診療契約締結時の問題

- 「ほくろ除去1,980円～」の広告を見て受診したところ、「見積もりは180万円だが、今日なら割引して120万円に安くなる。」と密室で説得され、当日のうちに多数の「ほくろ」を切除された事例。
- 患者の知識が少ないことを利用され、不相応に高額な費用を支払わされている事例。
- 医師以外のスタッフによるカウンセリングが強引で、希望していない施術を契約するまで帰宅できなかった事例。4

1. ヒアリングで指摘された問題
- 2. 実態調査結果**
3. 本日の論点

実態調査の概要

- 株式会社野村総合研究所に委託して医療機関、患者、保健所に対して実態調査を行った。

	医療機関向け調査	患者向け調査	保健所向け調査
対象	<ul style="list-style-type: none">日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会の会員医師のうち、医療機関の管理者医療情報ネット（ナビイ）で美容外科・皮膚科の標榜が確認できた2,223の医療機関の管理者	<ul style="list-style-type: none">調査会社に登録しているアンケートパネル（19,042人）のうち、美容医療を受けたことがある方4,138人	<ul style="list-style-type: none">全国の保健所（468件）
回収状況	417件 （2024年8月20日～2024年9月17日）	600人 （2024年8月24日～2024年8月26日） ※4,138人の内、何らかの問題の経験があるとして詳細設問に進んだ回答者	222件 （2024年8月20日～2024年9月13日） ※これまで美容医療に関する相談を受けた実績がない保健所については集計の対象外
実施方法	<ul style="list-style-type: none">学会の協力を得て、学会所属医師に対しては、学会経由でWebアンケートのURLを案内そのほか、医療情報ネット（ナビイ）で美容外科・皮膚科の標榜が確認できた医療機関に対して、WebアンケートのURLやQRコードが書かれた依頼状を郵送	<ul style="list-style-type: none">アンケート会社のパネルを利用したインターネットアンケート	<ul style="list-style-type: none">全国の保健所に対して、厚生労働省からシステム上で電子的に調査票を送付

調査結果

(1) 医療機関の医療提供体制について

(2) 患者に対する説明・アフターフォローについて

(3) 法令に関する理解について

➢ 医療機関側の理解

➢ 患者側の理解

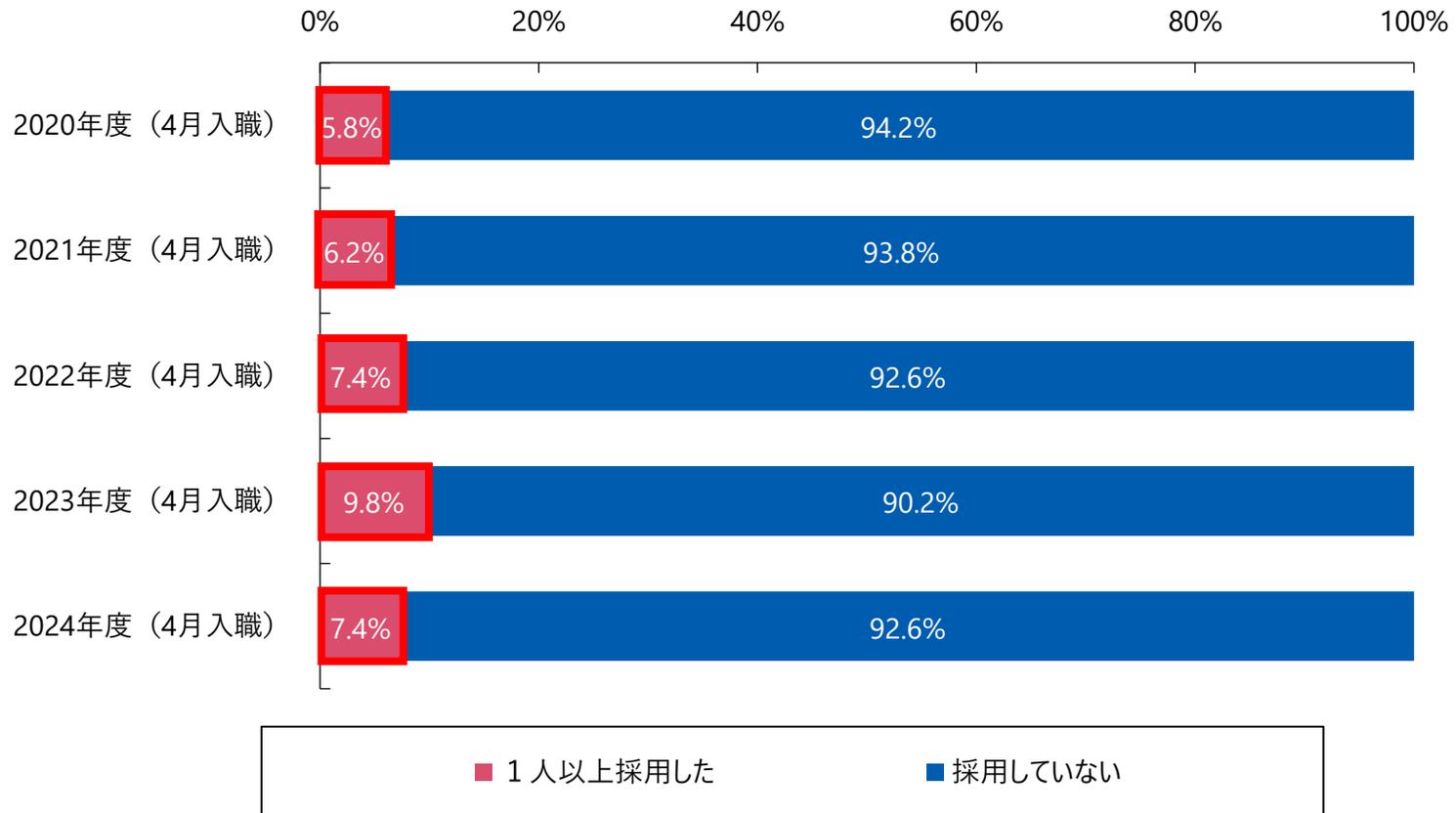
(4) 契約について

(5) その他 健康被害・相談の状況について

臨床研修修了直後の医師採用について

○臨床研修修了直後の医師を採用したと回答した医療機関は約5%～約10%の割合で存在。

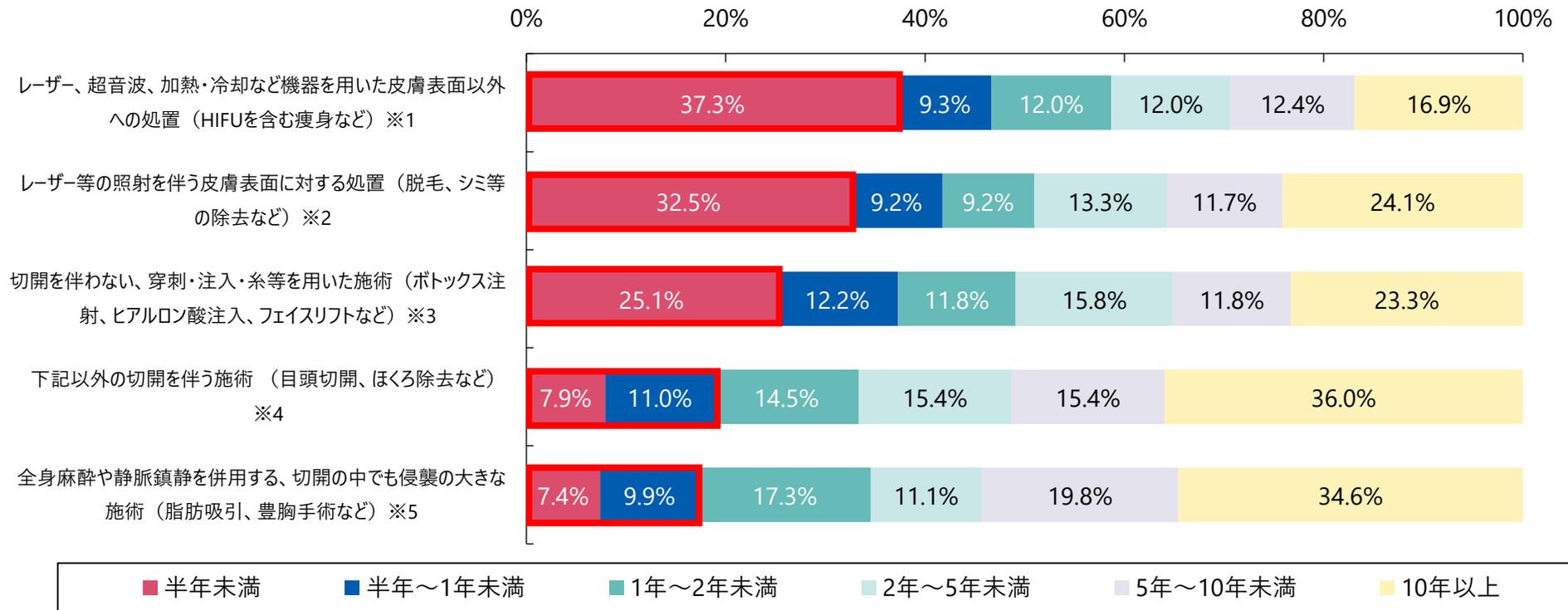
臨床研修修了直後の医師採用有無



診療に従事する医師の経験年数について

○医師が一人であるいは責任者として治療の実施に携わるまでの平均年数について、切開を伴わない比較的low侵襲な治療に関して半年未満という医療機関が3割前後存在し、また、高侵襲の治療においても1年未満という医療機関は約17%存在。

治療種類別の医師が一人であるいは責任者として実施に携わるまでの平均経験年数

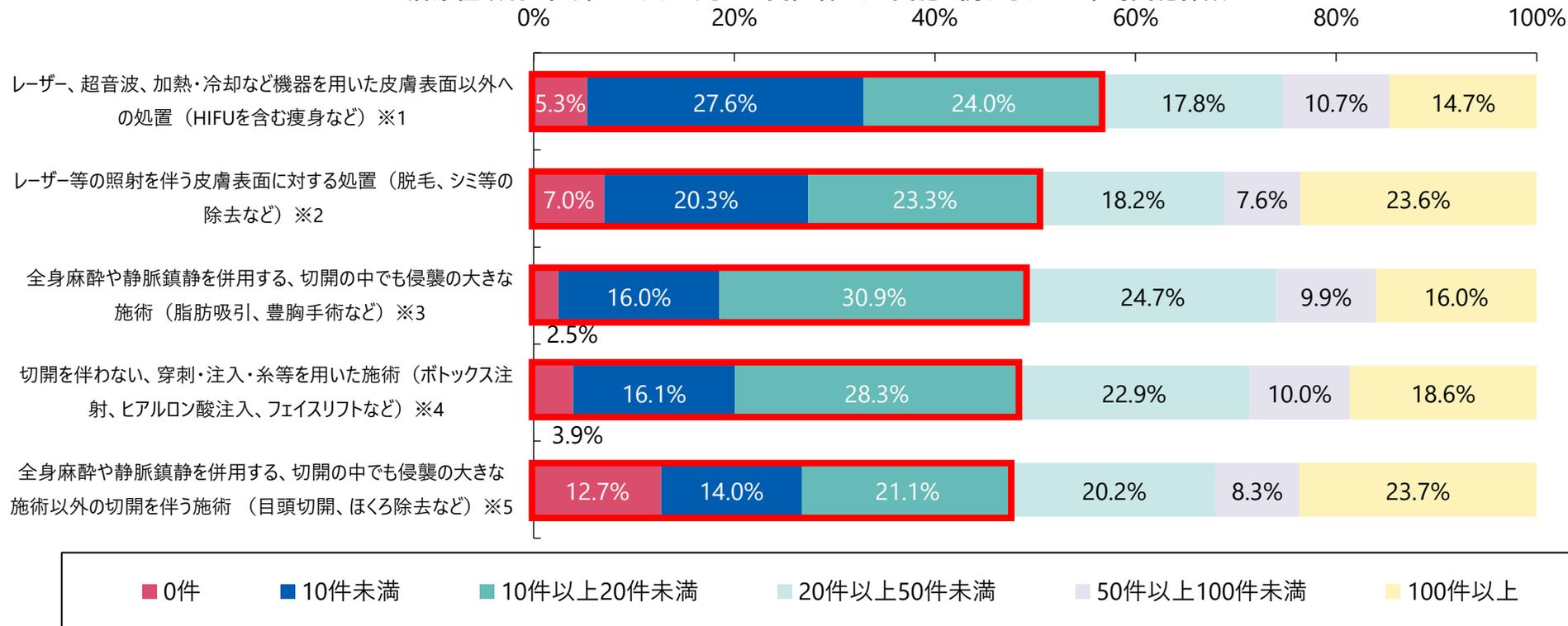


- ※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、実施している美容医療の種類について、
 ※1：「レーザー、超音波、加熱・冷却など機器を用いた皮膚表面以外への処置（HIFUを含む痩身など）」と回答した225の医療機関が対象
 ※2：「レーザー等の照射を伴う皮膚表面に対する処置（脱毛、シミ等の除去など）」と回答した369の医療機関が対象
 ※3：「切開を伴わない、穿刺・注入・糸等を用いた施術（ボトックス注射、ヒアルロン酸注入、フェイスリフトなど）」と回答した279の医療機関が対象
 ※4：「下記以外の切開を伴う施術（目頭切開、ほくろ除去など）」と回答した228の医療機関が対象
 ※5：「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術（脂肪吸引、豊胸手術など）」と回答した81の医療機関が対象

診療に従事する医師の経験件数について

○医師が一人であるいは責任者として治療の実施に携わるまでの平均実施経験件数が0件（施術経験なしで一人であるいは責任者として治療を行う）という医療機関が存在。また、いずれの治療についても20件未満との回答が40%を超える。

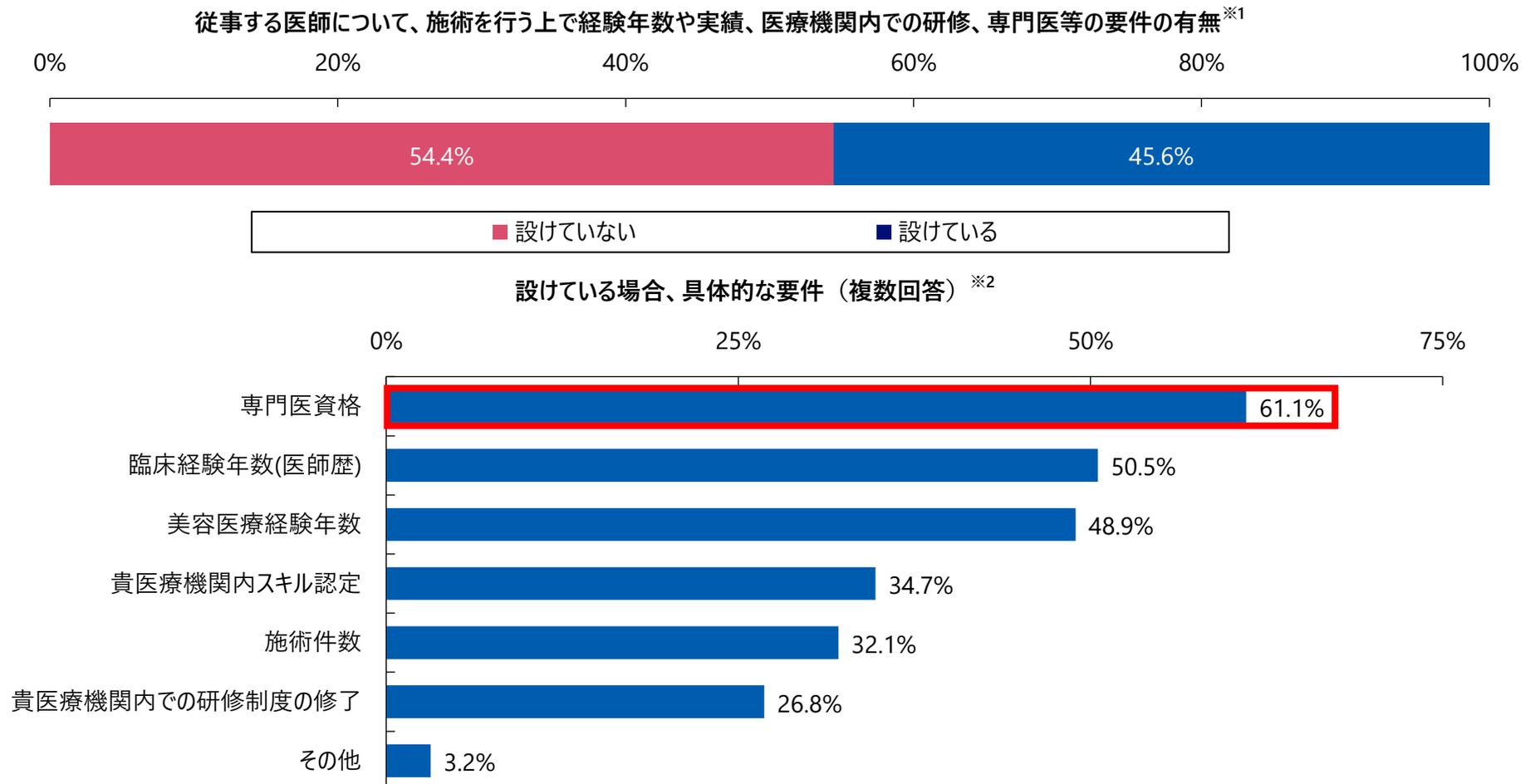
治療種類別の医師が一人であるいは責任者として実施に携わるまでの平均実施件数



※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、実施している美容医療の類型について、
 ※1：「レーザー、超音波、加熱・冷却など機器を用いた皮膚表面以外への処置（HIFUを含む痩身など）」と回答した225の医療機関が対象
 ※2：「レーザー等の照射を伴う皮膚表面に対する処置（脱毛、シミ等の除去など）」と回答した369の医療機関が対象
 ※3：「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術（脂肪吸引、豊胸手術など）」と回答した81の医療機関が対象
 ※4：「切開を伴わない、穿刺・注入・糸等を用いた施術（ボトックス注射、ヒアルロン酸注入、フェイスリフトなど）」と回答した279の医療機関が対象
 ※5：「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術以外の切開を伴う施術（目頭切開、ほくろ除去など）」と回答した228の医療機関が対象

診療に従事する医師の経験・専門性について

○医療機関で従事する医師について、治療を行う上で経験年数や実績、医療機関内での研修、専門医等の要件を設けていないと回答した医療機関が54.4%存在。また、要件を設けている医療機関では、専門医資格を必須とするところが61.1%と最も多い。



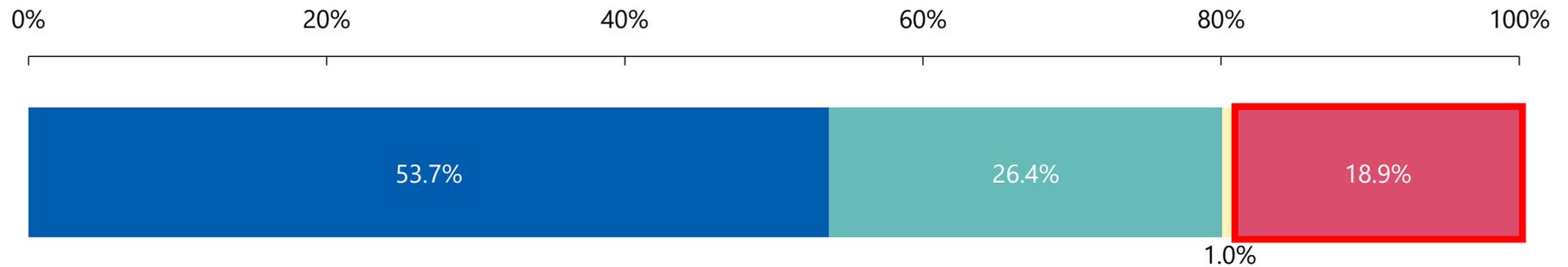
※1：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関が対象

※2：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、「従事する医師について、施術を行う上で経験年数や実績、医療機関内での研修、専門医等の要件を設けている」と回答した190の医療機関が対象

診療録の記載に係る医療機関のルールについて

- カルテ記載に関してルールを定めた上でその周知を行っているとは回答した医療機関は約半数にとどまった。
また、ルールがないと回答した医療機関は2割弱存在した。

診療録（カルテ）の記載内容における取り決め



■ 記載内容にルールがあり、研修などルール周知を行っている

■ 記載内容にルールはあるが、研修などルール周知は行っていない

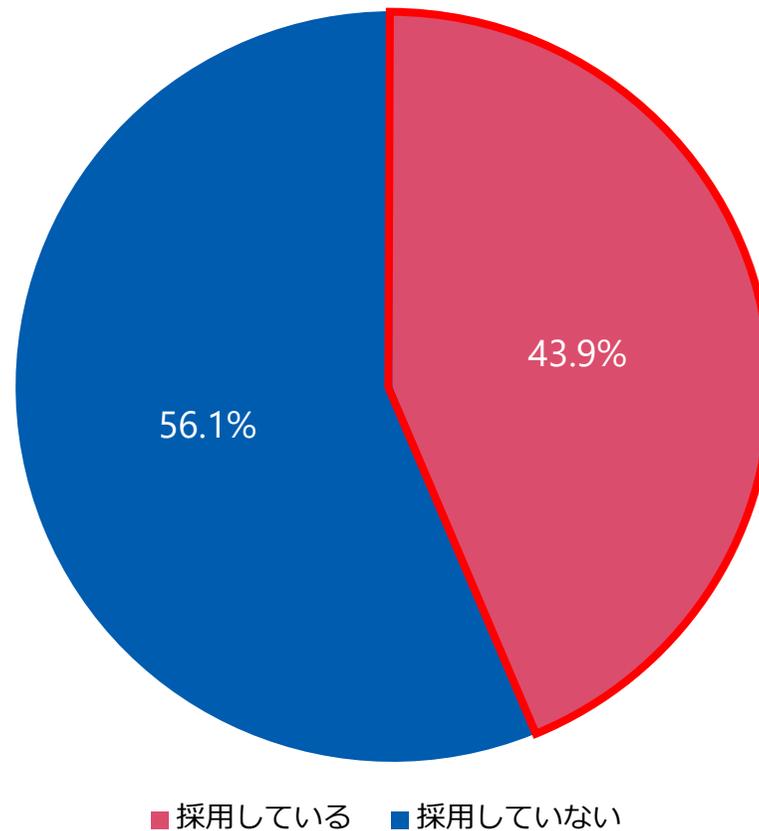
■ その他、記載内容に関する何らかの取り決めが存在する

■ 記載内容にルールはない

カウンセラーの採用有無について

○カウンセラーを採用している旨の回答をした医療機関は全体の約44%であった。

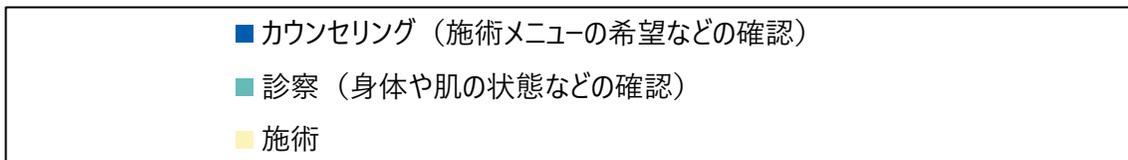
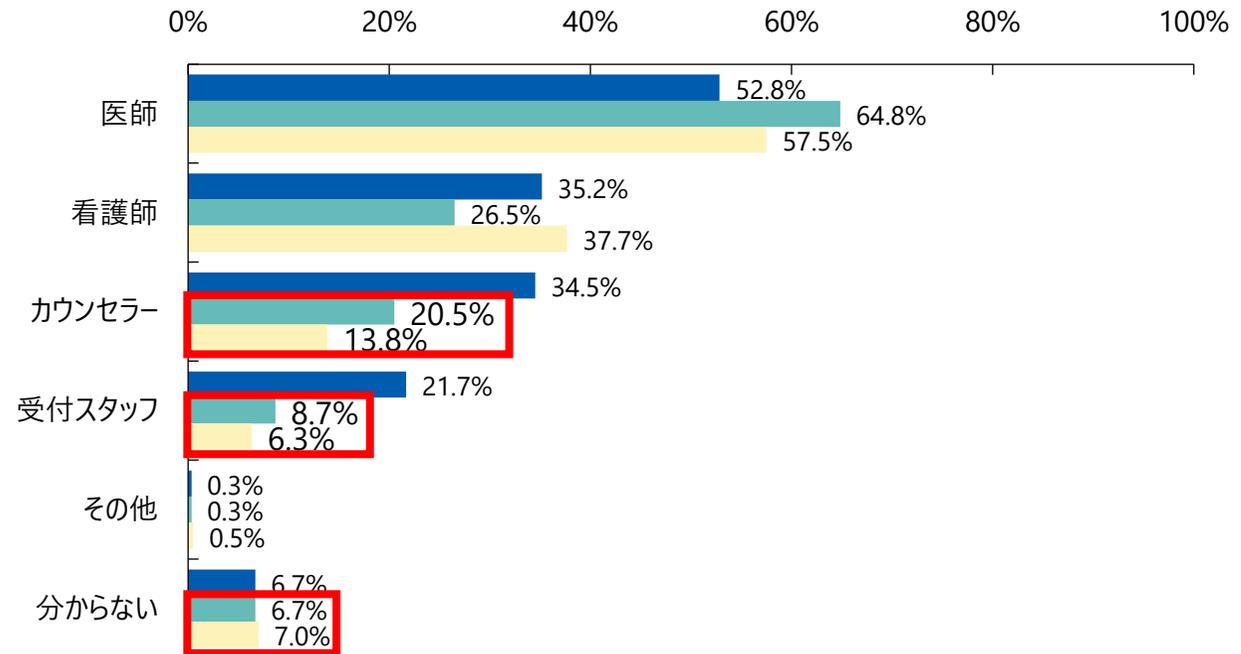
カウンセラーを採用している医療機関の割合



カウンセラー等による診察・施術実態について

○カウンセラーや受付スタッフからカウンセリングのみならず、診察・施術を受けたことがあると回答した患者は一定数存在した。また、誰から診察・施術を受けたか分からない者も一定数存在した。

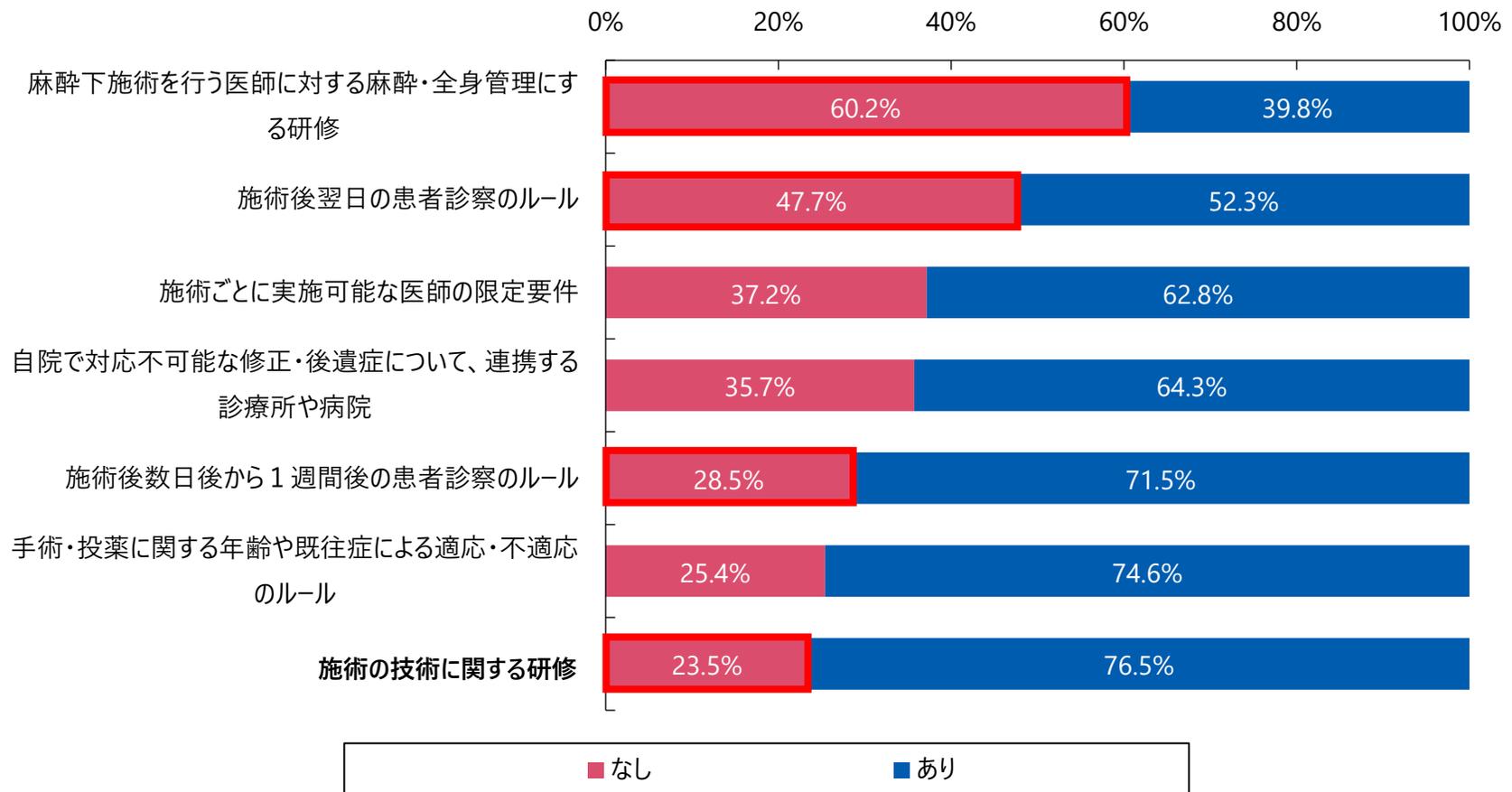
これまで美容医療でカウンセリング・診察・施術を行っていたことがある職種（複数回答）



医療機関における研修体制・他院との連携体制等について

- 施術技術に関する研修や、施術後の管理についてのルールがないと回答した医療機関が多く、特に麻酔下施術を行う医師に対する麻酔・全身管理に関する研修がないと回答した医療機関は60%を超えた。

医療機関における研修制度・ルール・連携先医療機関の有無

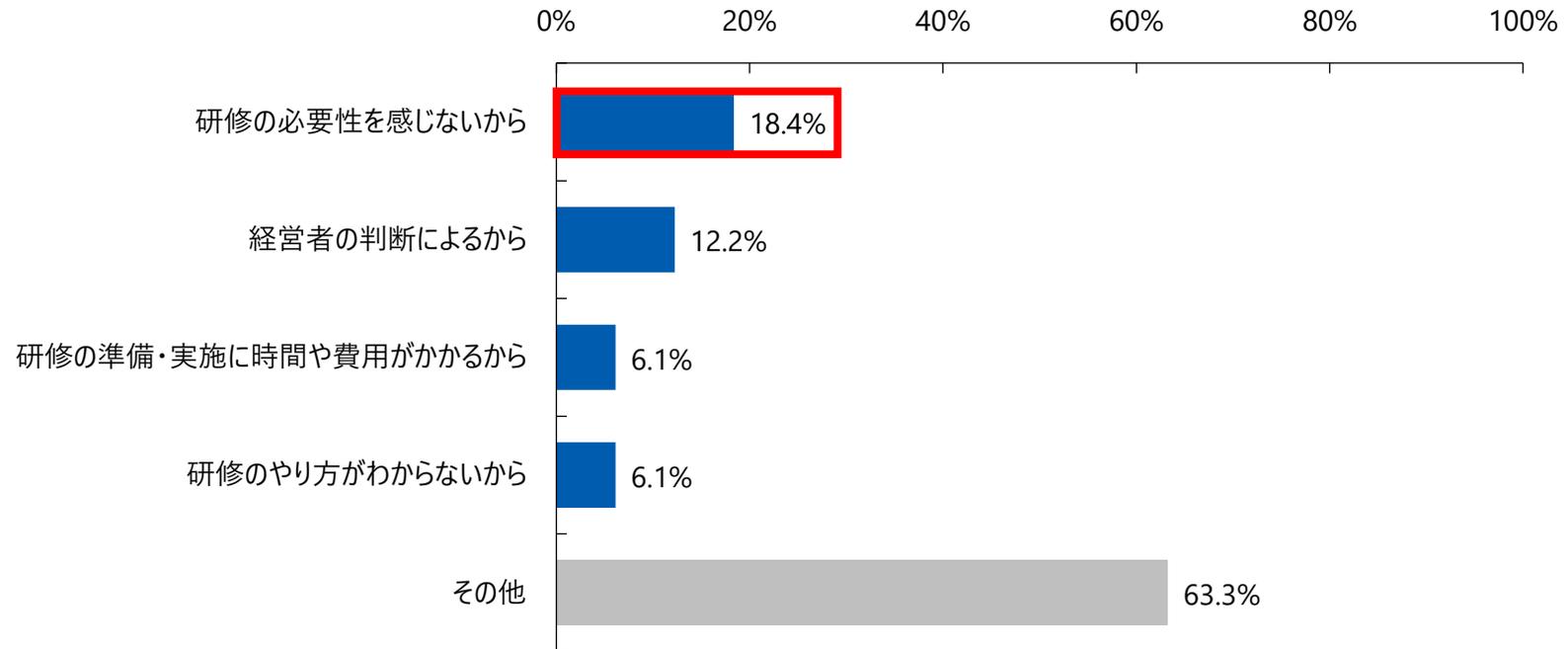


医療機関における研修体制について

○施術の技術に関する研修がないと回答した医療機関は約24%存在した。

研修がない理由としては、必要性を感じないなどの意見も多く見られたことから、必要性の訴求が求められる。

「施術の技術に関する研修」がない理由（複数回答）



※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、医療機関に「施術の技術に関する研修」がないと回答した98の医療機関が対象

※ その他：「管理医師1人体制のため」、「院長のみが施術するため」、「経験ある医師のみ採用するため」、「全身麻酔で行うような美容医療までは行っていない」、「臨床現場でその都度教えるため」等

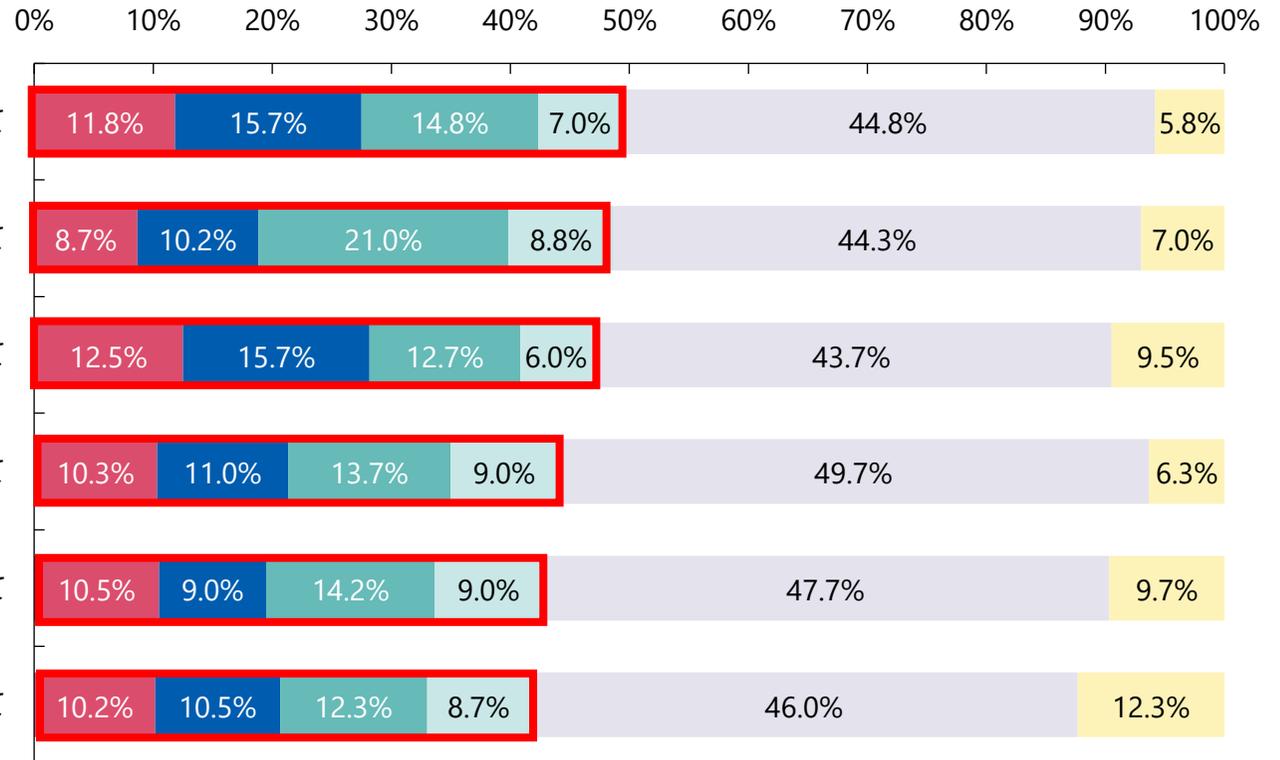
調査結果

- (1) 医療機関の医療提供体制について
- (2) 患者に対する説明・アフターフォローについて**
- (3) 法令に関する理解について
 - 医療機関側の理解
 - 患者側の理解
- (4) 契約について
- (5) その他 健康被害・相談の状況について

美容医療を受けた患者が十分な説明を受けられなかった事例について①

- いずれの説明内容においても、半数近くの患者は十分な説明を得られなかった経験を有していた。
- また、十分な説明がなく、仕上がりに不満がある・健康被害を被った経験があったとした患者が一定数存在する。

十分な説明を得られなかったことはあるか



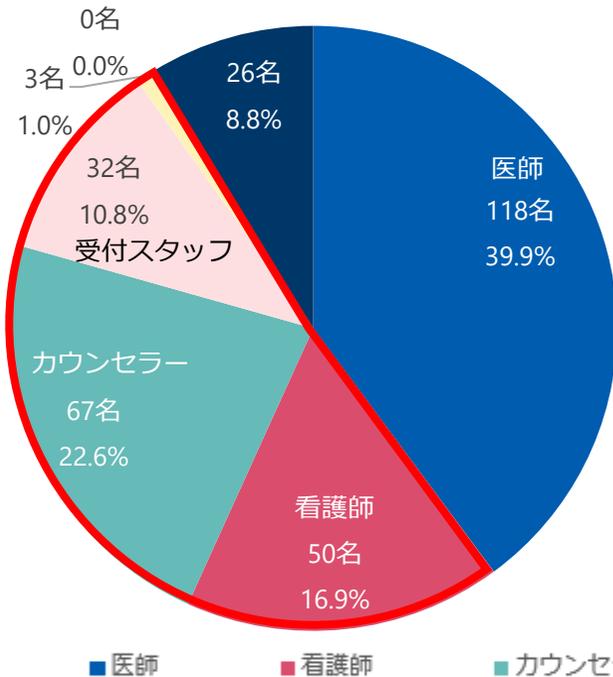
- 十分な説明がなく、不満・不安に思ったことがある
- 十分な説明がなく、納得いく施術選択ができなかったことがある
- 十分な説明がなく、仕上がりに不満があったことがある
- 十分な説明がなく、認識していない健康被害を被ったことがある
- 説明が不十分だったことはない
- 覚えていない

美容医療を受けた患者が十分な説明を受けられなかった事例について②

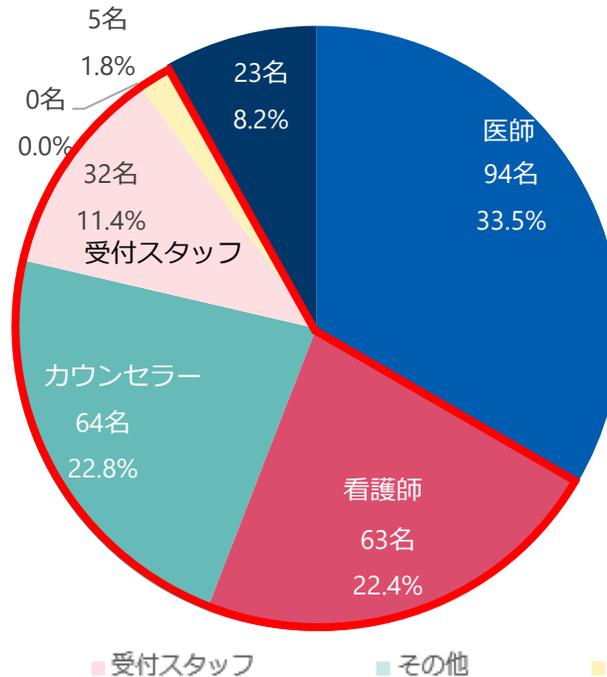
○美容医療で十分な説明が得られなかったケースにおいて、医師以外のカウンセラー・看護師・受付スタッフが説明していたケースやそもそも説明されていないケースが一定程度存在する。

十分な説明が得られなかったケースにおいて、主に説明していた職種

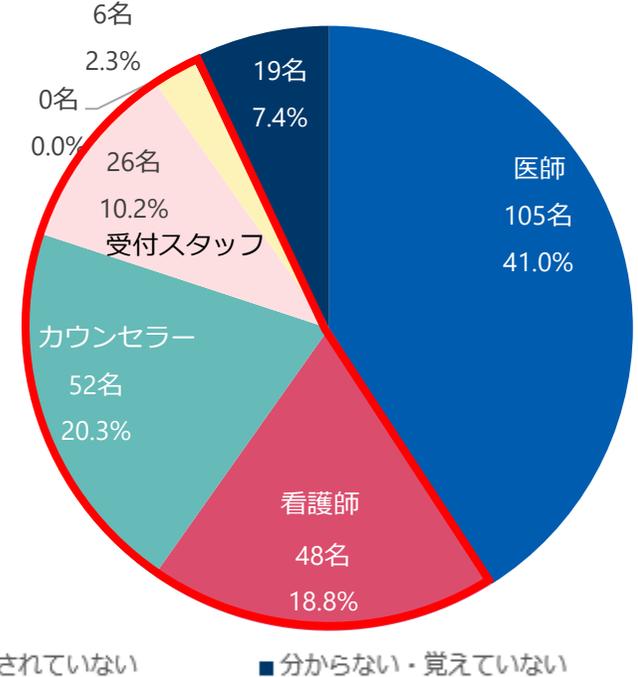
施術内容に関して※1



利用する機器や薬について※2



施術のリスク（副作用、合併症・後遺症など）に関して※3



※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「十分な説明がなく、不満・不安に思ったことがある」「十分な説明がなく、納得いく施術選択ができなかったことがある」「十分な説明がなく、仕上がりに不満があったことがある」「十分な説明がなく、認識していない健康被害を被ったことがある」との回答が

※1：「施術内容に関して」あった296人の患者が対象

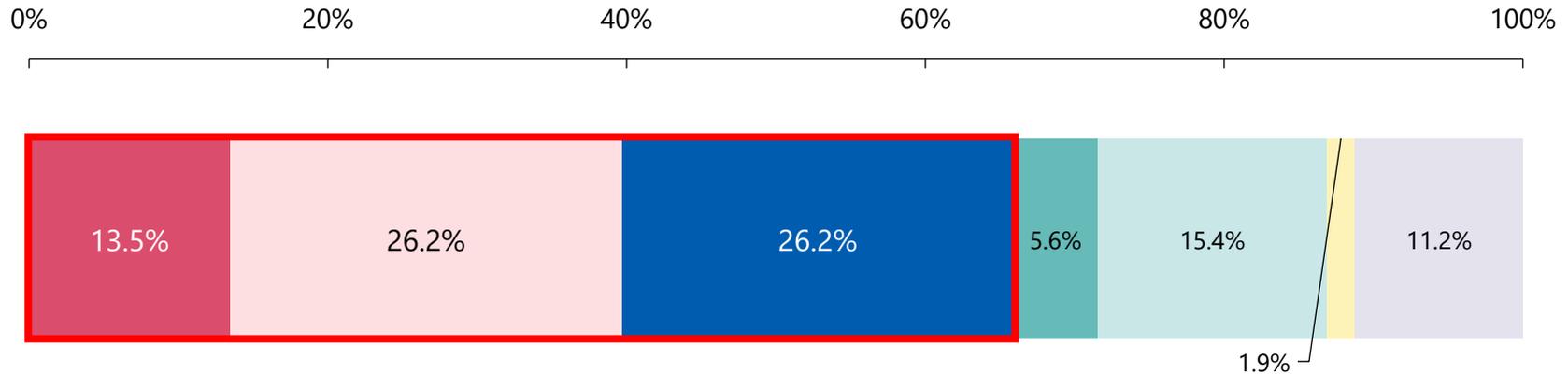
※2：「利用する機器や薬について」あった281人の患者が対象

※3：「施術のリスク（副作用、合併症・後遺症など）に関して」あった256人の患者が対象

美容医療を受けた患者が十分な説明を受けられなかった事例について③

○施術を担当する医師から十分な説明を得られなかった理由として、医師以外の職種との会話で実質的に施術が決まっていたからとする回答が6割以上を占めた。また、医師との相談を希望したが相談させてもらえない、相談したいと言い出せない患者が約4割存在した。

施術を担当する医師から十分な説明を得られなかった理由



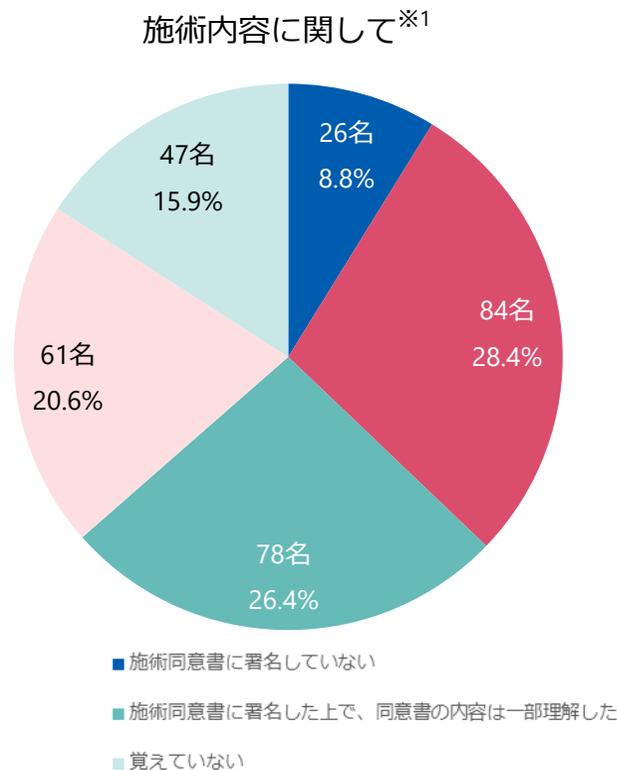
- 看護師、カウンセラー、受付スタッフ等との話だけで実質的に施術内容が決まっていたため、医師との相談を希望したが相談させてもらえなかったため
- 看護師、カウンセラー、受付スタッフ等との話だけで実質的に施術内容が決まっていたため、医師と相談したいと言い出せなかったため
- 看護師、カウンセラー、受付スタッフ等との話だけで実質的に施術内容が決まっていたため、医師と相談しようと思わなかったため
- 施術の説明を受けている時は医師だと思っていたが、後から医師ではない看護師、カウンセラー、受付スタッフ等だと気づいたため
- 医師とも話をしたが、簡単な確認をするのみで、それ以上の診察が得られなかったため
- その他
- 分からない・覚えていない

※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「施術内容」、「利用する機器や薬」、「施術のリスク（副作用、合併症・後遺症など）」、「施術の料金」、「施術の効果や仕上がり」、「合併症・後遺症が起こった場合の対応」のそれぞれに関して、「十分な説明がなく、不満・不安に思ったことがある」「十分な説明がなく、納得いく施術選択ができなかったことがある」「十分な説明がなく、仕上がりに不満があったことがある」「十分な説明がなく、認識していない健康被害を被ったことがある」と回答した患者のうち、主に説明していた職種が「医師以外の職種」または「説明されていない」と回答した267人の患者が対象（重複除き）

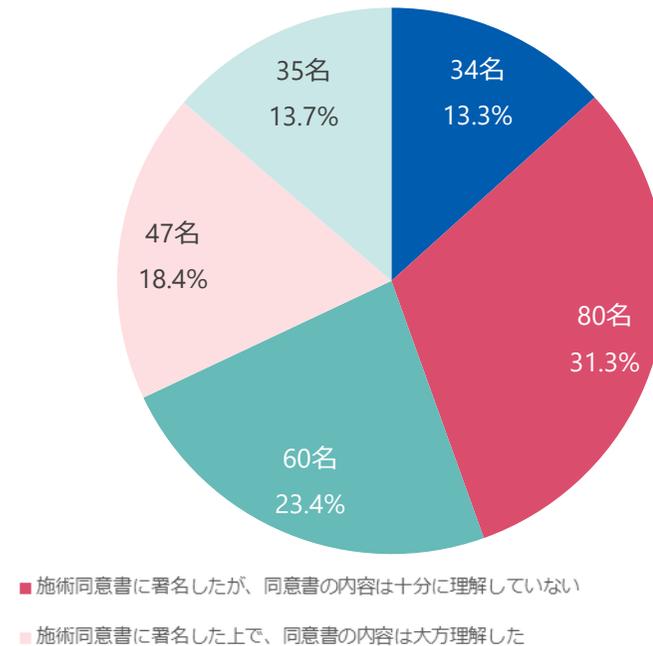
美容医療を受けた患者が十分な説明を受けられなかった事例について④

○美容医療で施術に関して十分な説明が得られなかったケースにおいて、施術同意書に署名した上で内容を大方理解していた患者は20%程度に留まった。また、そもそも施術同意書に署名していない患者も一定数存在した。

十分な説明が得られなかったケースにおける、施術同意書へ署名・理解状況



施術のリスク（副作用、合併症・後遺症など）に関して※2



■ 施術同意書に署名していない

■ 施術同意書に署名した上で、同意書の内容は一部理解した

■ 覚えていない

■ 施術同意書に署名したが、同意書の内容は十分に理解していない

■ 施術同意書に署名した上で、同意書の内容は大方理解した

※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「十分な説明がなく、不満・不安に思ったことがある」「十分な説明がなく、納得いく施術選択ができなかったことがある」「十分な説明がなく、仕上がりに不満があったことがある」「十分な説明がなく、認識していない健康被害を被ったことがある」との回答が

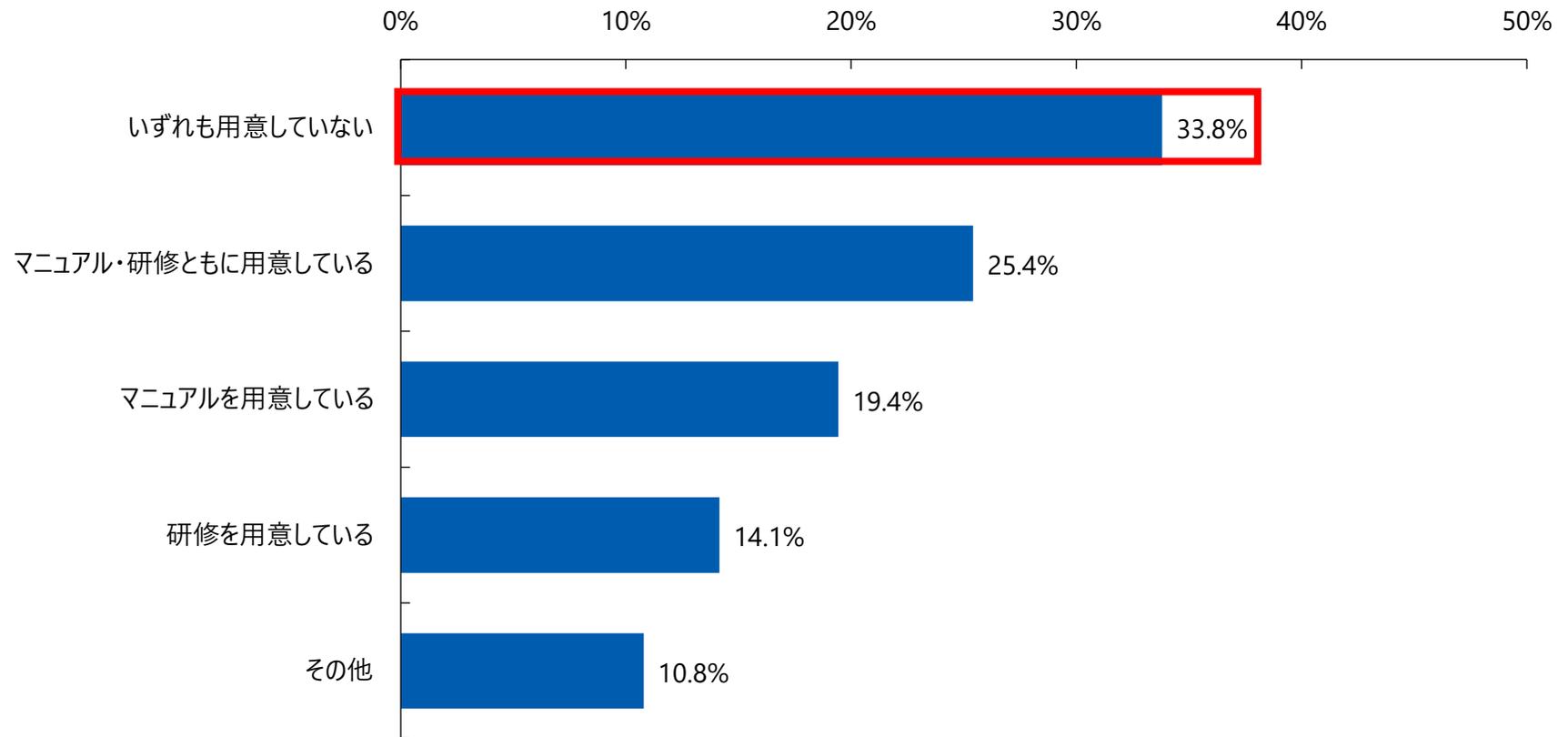
※1：「施術内容に関して」あった296人の患者が対象

※2：「施術のリスク（副作用、合併症・後遺症など）に関して」あった256人の患者が対象

医療機関におけるトラブル対応に係る体制について

○ 施術不良に関するトラブルへ対応するための体制について、マニュアル・研修いずれも用意していないと回答した医療機関が最も多い。

マニュアル・研修等の有無（複数回答）



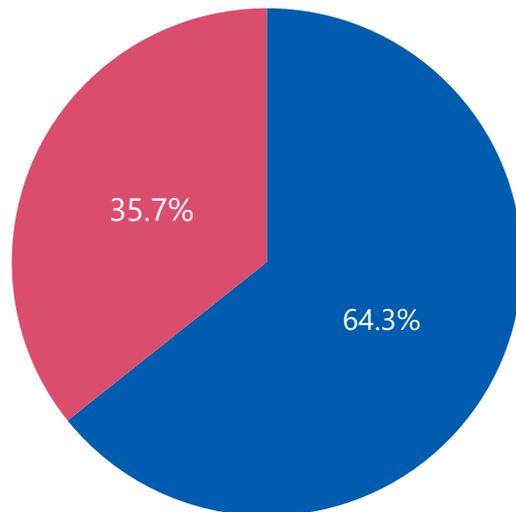
※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関が対象

※ その他：「上級医師に相談し、院内の医療安全委員会に報告」、「院長自身のみ治療を行うため用意なし」、「医師がその都度診察し、対応を実施」、「トラブル事例ごとにケースバイケースで指導」、「毎回カンファレンスを実施」等

医療機関におけるアフターフォローについて①

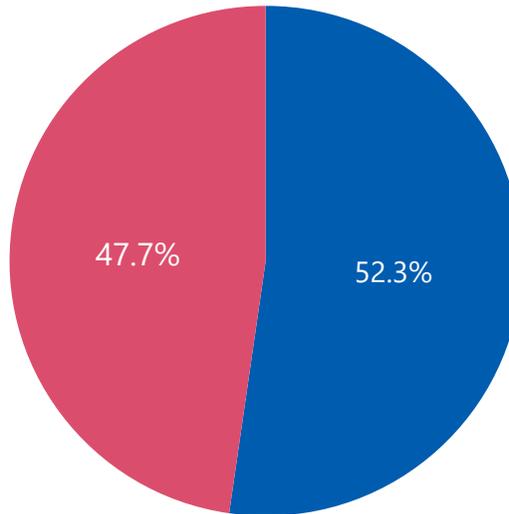
- 自院で対応不可能な修正や後遺症について連携する医療機関がないと回答した医療機関は3割を超えた。
また、術後の患者診察について、ルール整備を行っていない医療機関が多く見られ、特に術後翌日に患者診察については約半数がルールがないと回答した。

自院で対応不可能な修正・後遺症について、
連携する診療所や病院



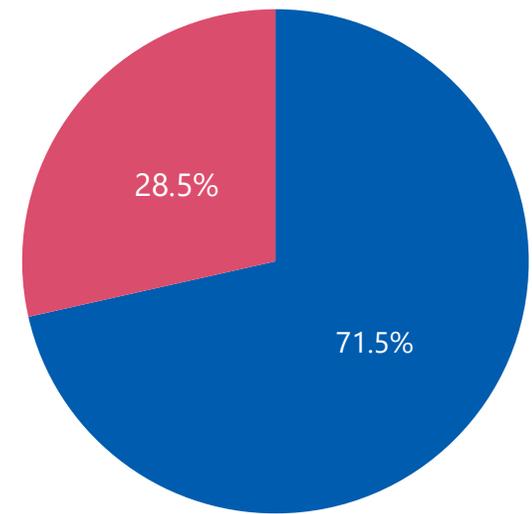
■あり ■なし

施術後翌日の患者診察のルールがある



■あり ■なし

施術後数日後から1週間後の
患者診察のルールがある

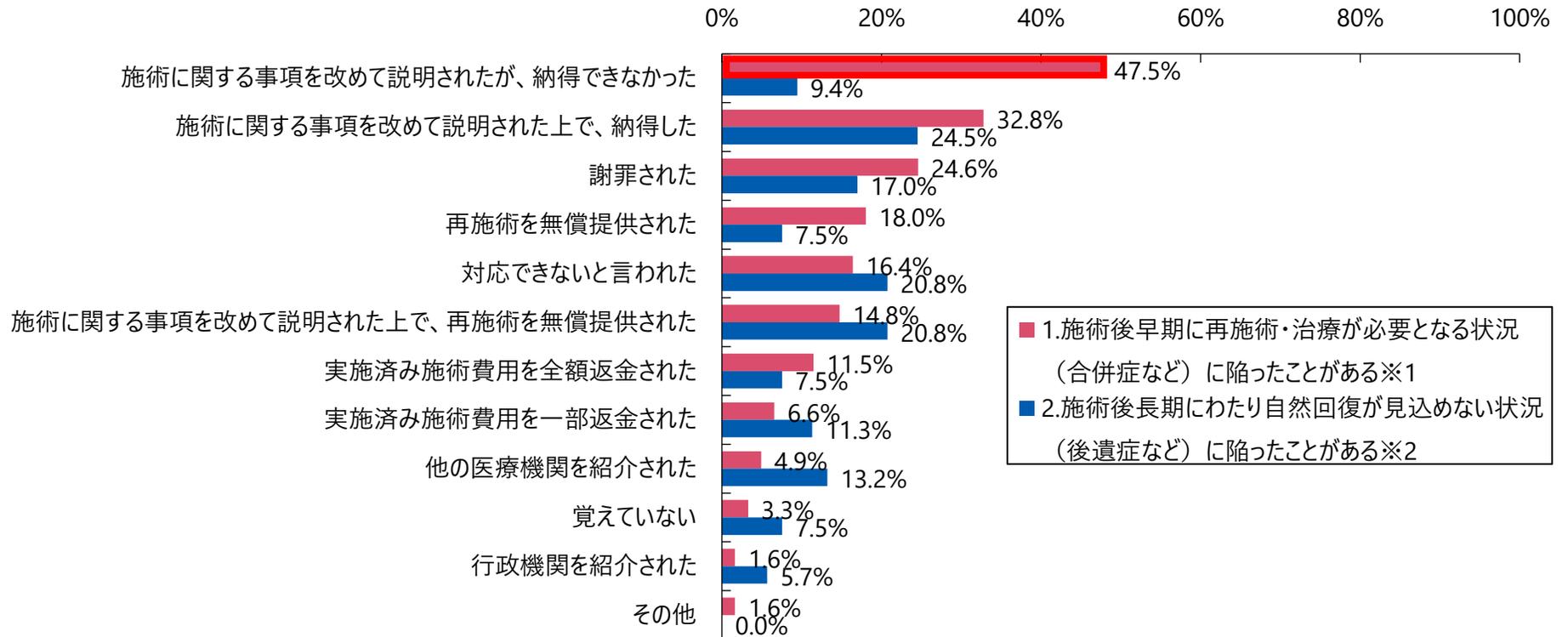


■あり ■なし

医療機関におけるアフターフォローについて②

- 早期に再手術が必要となる合併症に陥ったケースにおいて、手術を行った医療機関へ相談をした結果、再度説明を受けたものの納得できなかったと回答した患者が半数近く存在した。
一方、後遺症に陥ったケースにおける医療機関側の対応は様々であった。

合併症または後遺症に陥ったケースにおいて、手術を行った医療機関へ相談をした際の対応（複数回答）



■ 1. 手術後早期に再手術・治療が必要となる状況（合併症など）に陥ったことがある※1
■ 2. 手術後長期にわたり自然回復が見込めない状況（後遺症など）に陥ったことがある※2

※1：患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「手術後早期に再手術・治療が必要となる状況（合併症など）に陥ったことがある」と回答した112人の患者の中で、「手術を行った医療機関に相談した」または「手術を行った医療機関と、別の医療機関の両方に相談した（手術を行った医療機関に相談したが対応が不十分であったため、別の医療機関に相談した等）」と回答した61名の患者が対象

※2：患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「手術後長期にわたり自然回復が見込めない状況（後遺症など）に陥ったことがある」と回答した115人の患者の中で、「手術を行った医療機関に相談した」または「手術を行った医療機関と、別の医療機関の両方に相談した（手術を行った医療機関に相談したが対応が不十分であったため、別の医療機関に相談した等）」と回答した53名の患者が対象

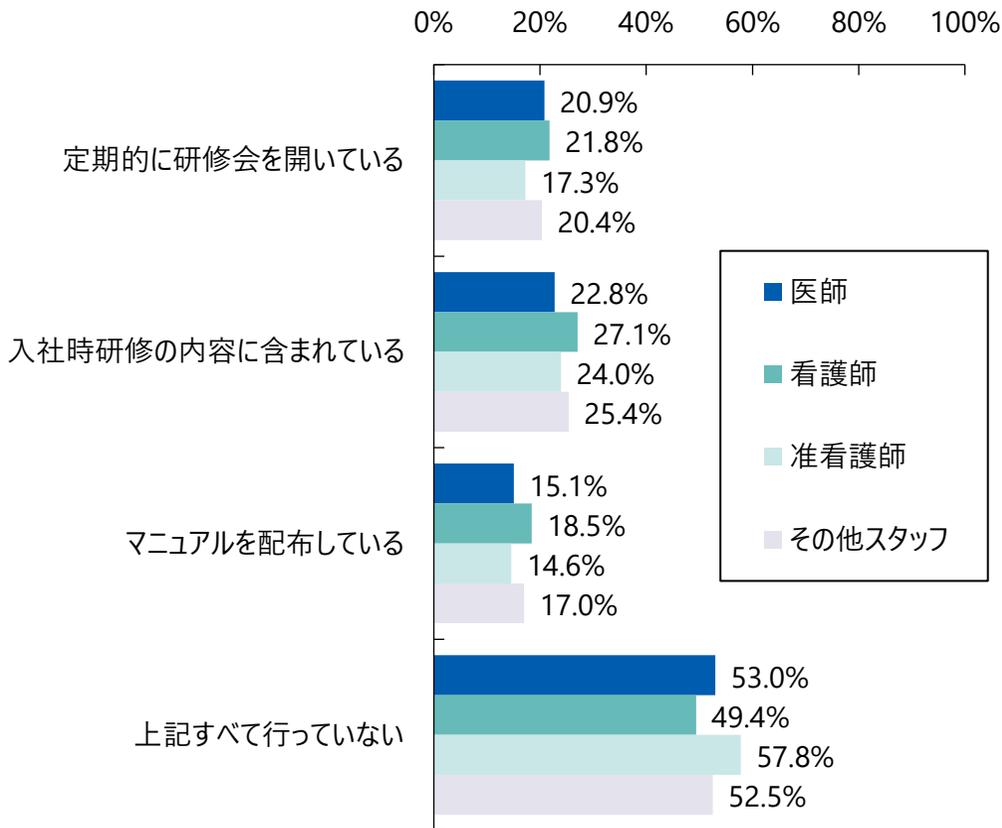
調査結果

- (1) 医療機関の医療提供体制について
- (2) 患者に対する説明・アフターフォローについて
- (3) 法令に関する理解について**
 - **医療機関側の理解**
 - **患者側の理解**
- (4) 契約について
- (5) その他 健康被害・相談の状況について

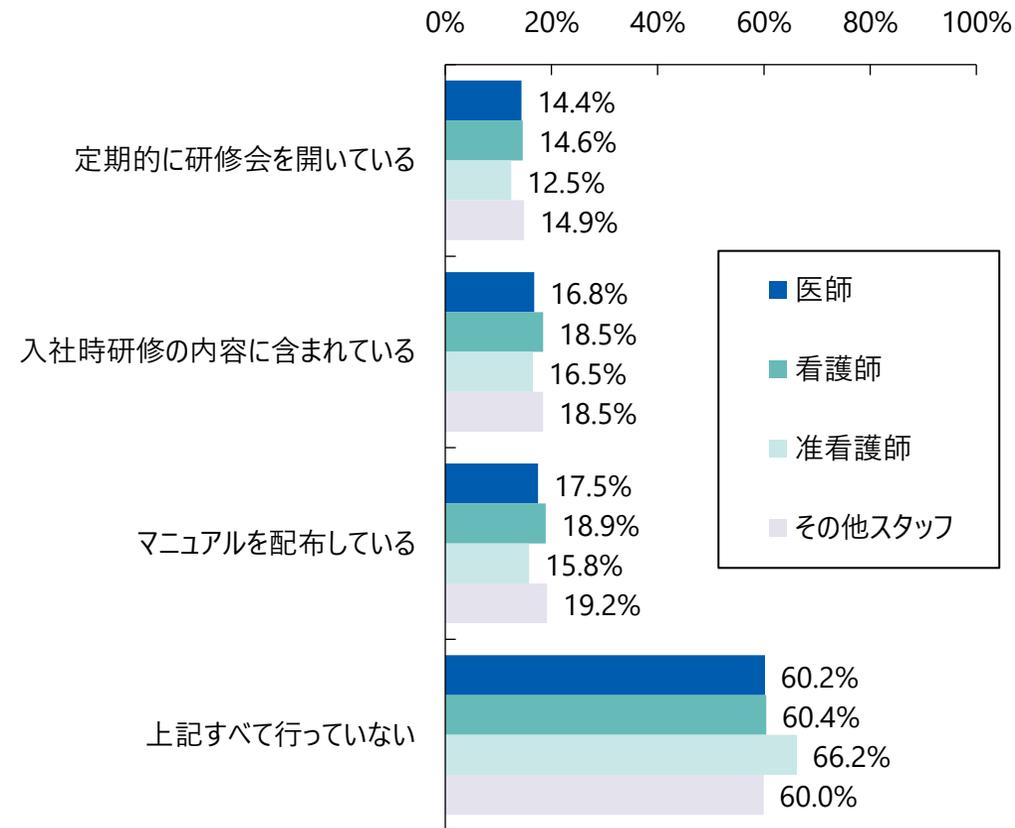
医療機関における法令に関する理解について①

○ 医事法制や消費者保護法制に関する研修やマニュアル等の整備を行っていない医療機関は約半数に上った。

各医事法制に関する取組（複数回答）



各消費者保護法制に関する取組（複数回答）

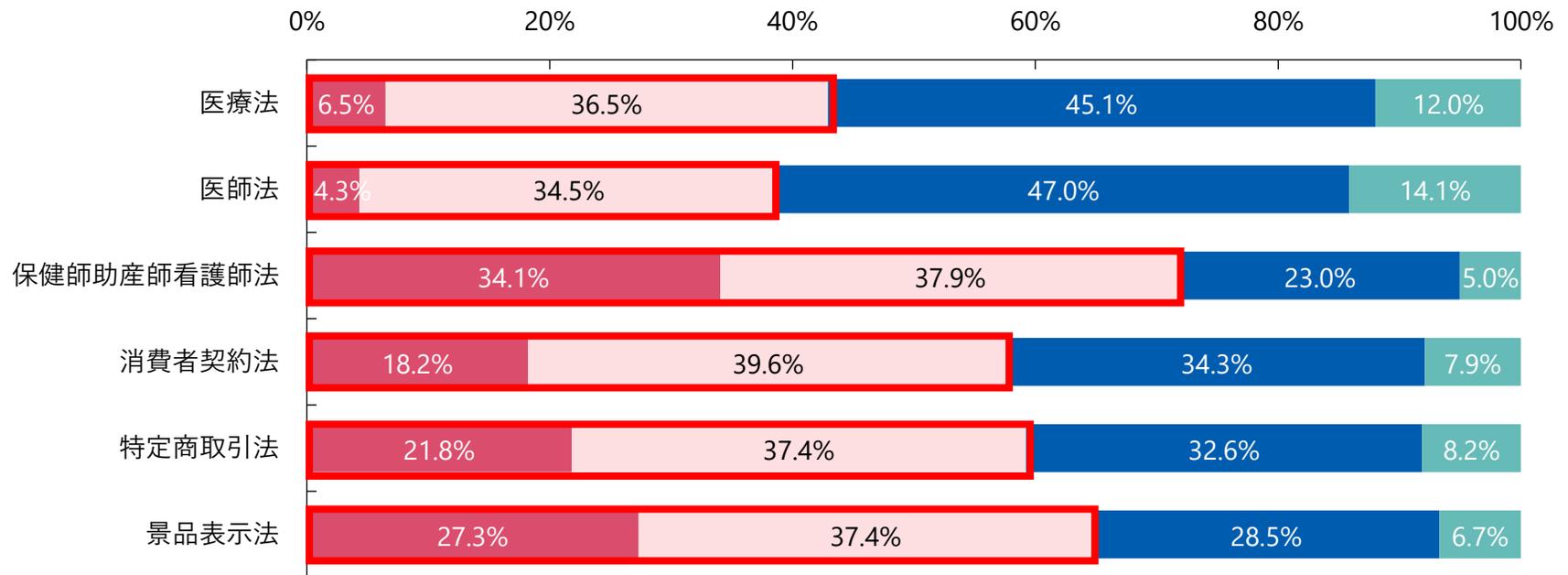


※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関が対象
 ※ 医事法制：医療法、医師法、保健師助産師看護師法
 ※ 消費者保護法制：消費者契約法、特定商取引法、景品表示法

医療機関における法令に関する理解について②

○医療法・医師法について、内容について詳しい説明又は大まかな説明が困難と考えられる医療機関が約4割を占めた。また、それ以外の法令について、詳しい説明又は大まかな説明が困難と考えられる医療機関が過半数に上った。

各種法令の理解度

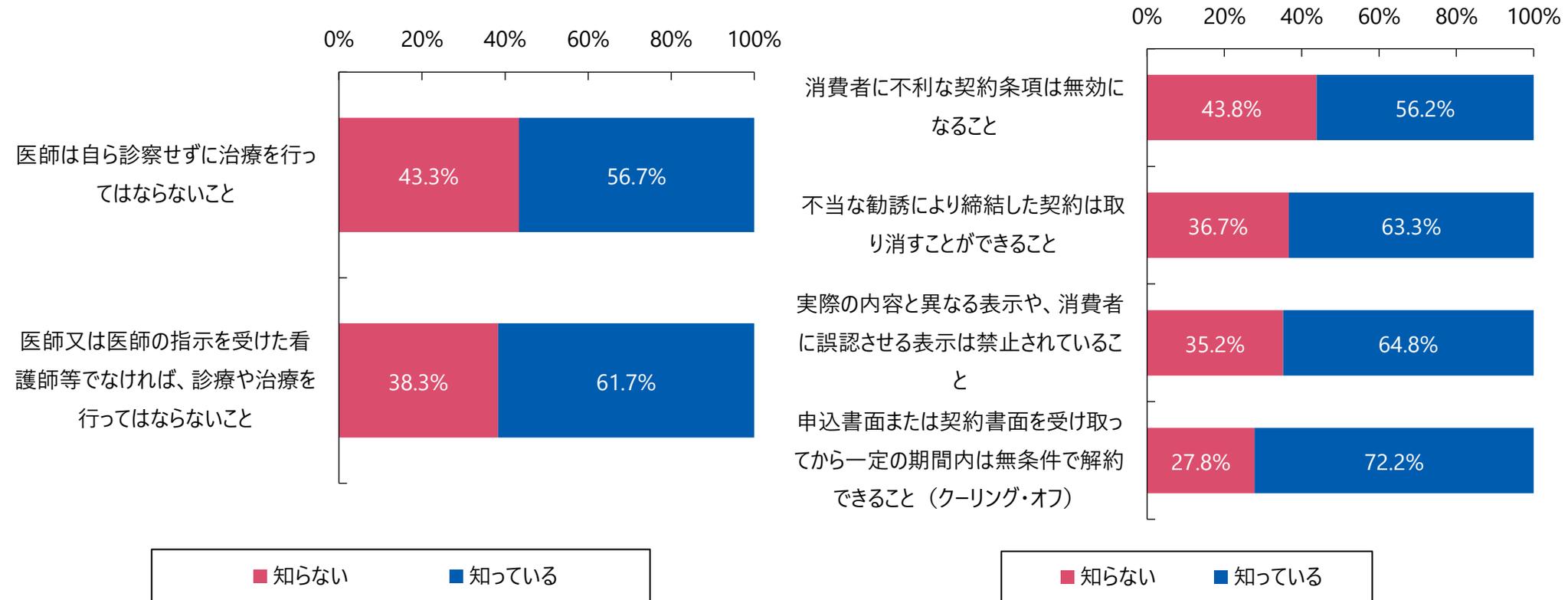


■ 法律の名前は聞いたことがある ■ 適用されることは知っている ■ 大まかな説明ができる ■ 内容を熟知しており詳しい説明ができる

患者の法令に関する理解について

○法令について患者側の理解も及んでおらず、美容医療においても、「医師又は医師の指示を受けた看護師等でなければ、診療や治療を行ってはならないこと」、「医師は自ら診察せずに治療を行ってはならないこと」を知らないと回答した患者は4割程度存在した。また、消費者保護法制で定められていることを把握していないという患者も4割程度存在した。ただし、クーリング・オフについて把握している患者は比較的多く、7割を超えた。

美容医療においても、法律で下記について定められていることを知っているか

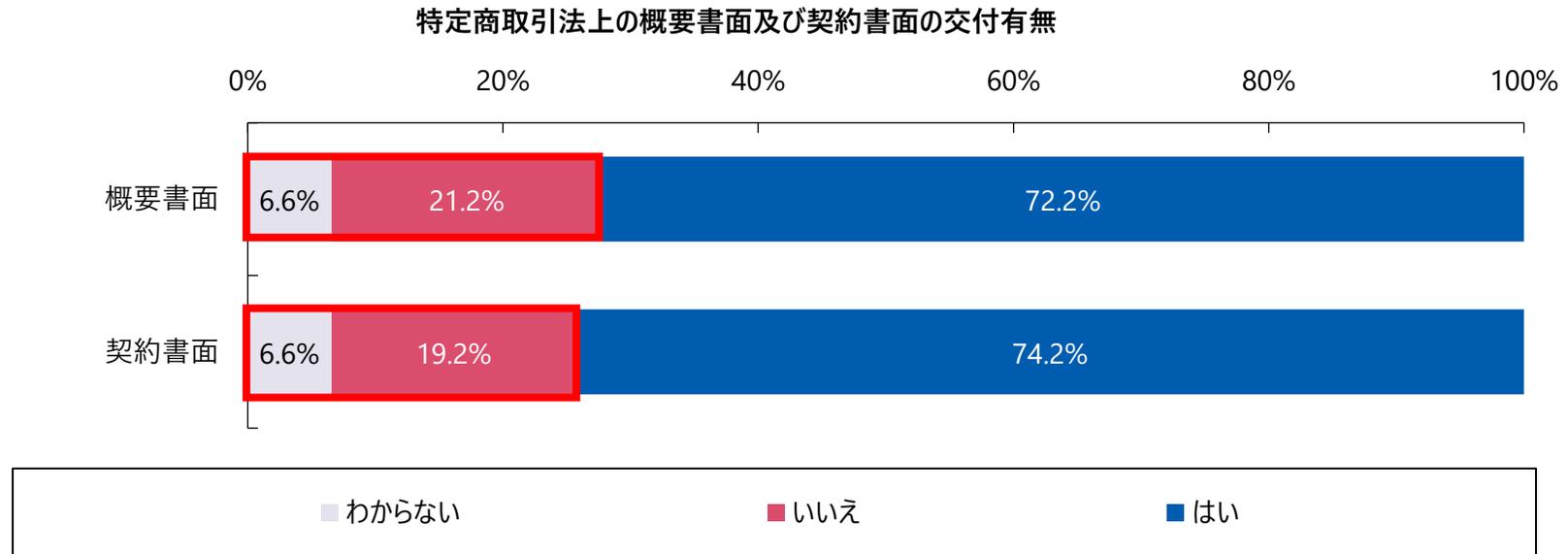


調査結果

- (1) 医療機関の医療提供体制について
- (2) 患者に対する説明・アフターフォローについて
- (3) 法令に関する理解について
 - 医療機関側の理解
 - 患者側の理解
- (4) 契約について**
- (5) その他 健康被害・相談の状況について

医療機関における特定商取引法上の対応について①

○特商法上の継続的役務を提供している医療機関において、概要書面や契約書面を交付していない/わからないと回答した医療機関が3割弱見られた。



※ 特商法：特定商取引に関する法律

※ 概要書面：事業者が特定継続的役務提供について契約する場合に、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに消費者に交付する必要のある、当該契約の概要を記載した書面

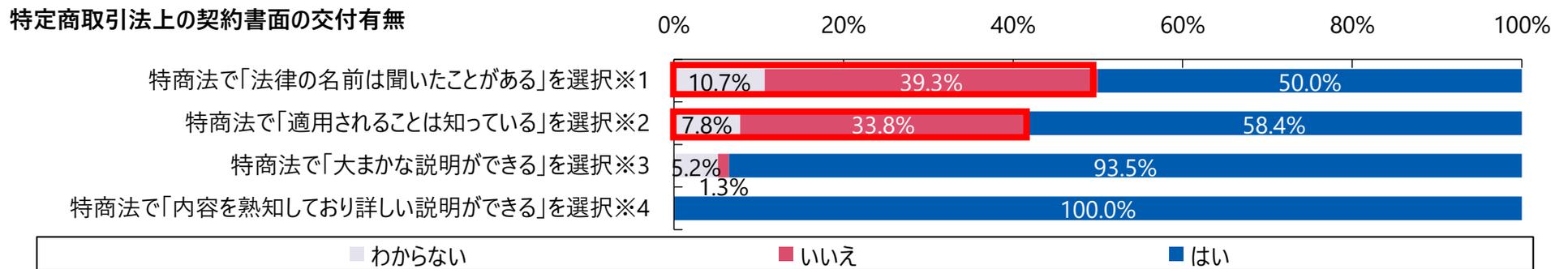
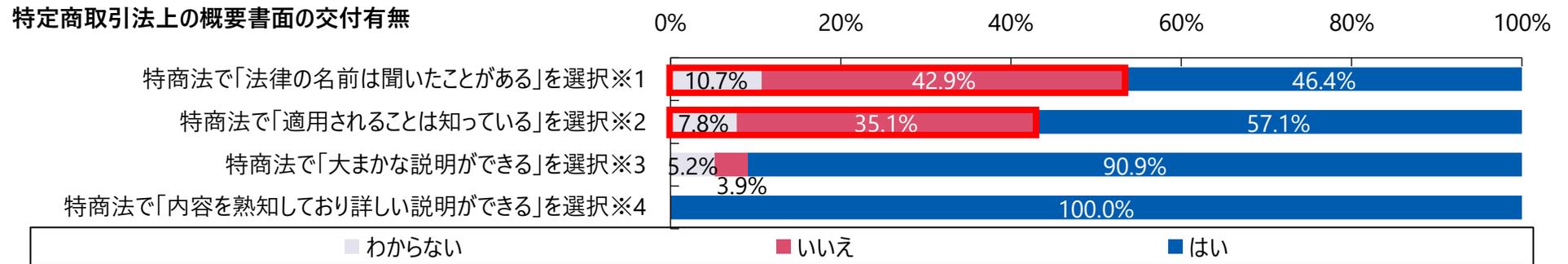
※ 契約書面：事業者が特定継続的役務提供について契約を締結したときに、遅滞なく交付する必要のある、当該契約の内容について明らかにした書面

※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、提供する役務の中に、以下に該当するもののうち、美容を目的とするものであって、契約期間が1月超かつ契約金額が総額5万円超のものが含まれていると回答した198の医療機関が対象

- ・脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法（例：レーザー脱毛）
- ・にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化
- ・光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法（例：ケミカルピーリング）
- ・皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法（例：ヒアルロン酸注射）
- ・脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法（例：脂肪溶解注射）
- ・歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法（例：ホワイトニングキットを用いたホワイトニング）

医療機関における特商取引法上の対応について②

○特商法の理解が不足している医療機関ほど、概要書面及び契約書面を交付していない、またはわからないと回答している比率が高かった。



※ 特商法：特定商取引法

※ 概要書面：事業者が特定継続的役務提供について契約する場合に消費者に交付する必要がある、当該契約の概要を記載した書面

※ 契約書面：事業者が特定継続的役務提供について契約を締結したときに、遅滞なく交付する必要がある、当該契約の内容について明らかにした書面

※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、提供する役務の中に、以下に該当するもののうち、美容を目的とするものであって、契約期間が1月超かつ契約金額が総額5万円超のものが含まれていると回答した198の医療機関の中で、医療提供の内容を規定する特商法の理解について

※1：「法律の名前は聞いたことがある」を回答した28の医療機関が対象

※2：「適用されることは知っている」を回答した77の医療機関が対象

※3：「大まかな説明ができる」を回答した77の医療機関が対象

※4：「内容を熟知しており詳しい説明ができる」を回答した16の医療機関が対象

- ・脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法（例：レーザー脱毛）
- ・にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化
- ・光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法（例：ケミカルピーリング）
- ・皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法（例：ヒアルロン酸注射）
- ・脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法（例：脂肪溶解注射）
- ・歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法（例：ホワイトニングキットを用いたホワイトニング）

医療機関における特商取引法上の対応について③

○特商法に関して詳しい説明又は大まかな説明ができる医療機関よりも、適用されることは知っている・法律の名前は聞いたことがあるという程度の理解の医療機関の方が、中途解約・クーリング・オフの要望に毎回応じていると回答した割合が少なかった。

中途解約・クーリング・オフの要望に対する対応



■ 毎回、患者の要望に応じている
 ■ 患者の要望に応じることが多い
 ■ 患者の要望に応じることは少ない
 ■ 患者の要望に応じることはほとんどない
 ■ 患者の要望に応じることは全くない
 ■ 中途解約、クーリング・オフの要望はこれまでない

※ 特商法：特定商取引法

※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、提供する役務の中に、以下に該当するもののうち、美容を目的とするものであって、契約期間が1月超かつ契約金額が総額5万円超のものが含まれていると回答した198の医療機関の中で、医療提供の内容を規定する特商法の理解について

※1：「内容を熟知しており詳しい説明ができる」を回答した16の医療機関が対象

※2：「大まかな説明ができる」を回答した77の医療機関が対象

※3：「適用されることは知っている」を回答した77の医療機関が対象

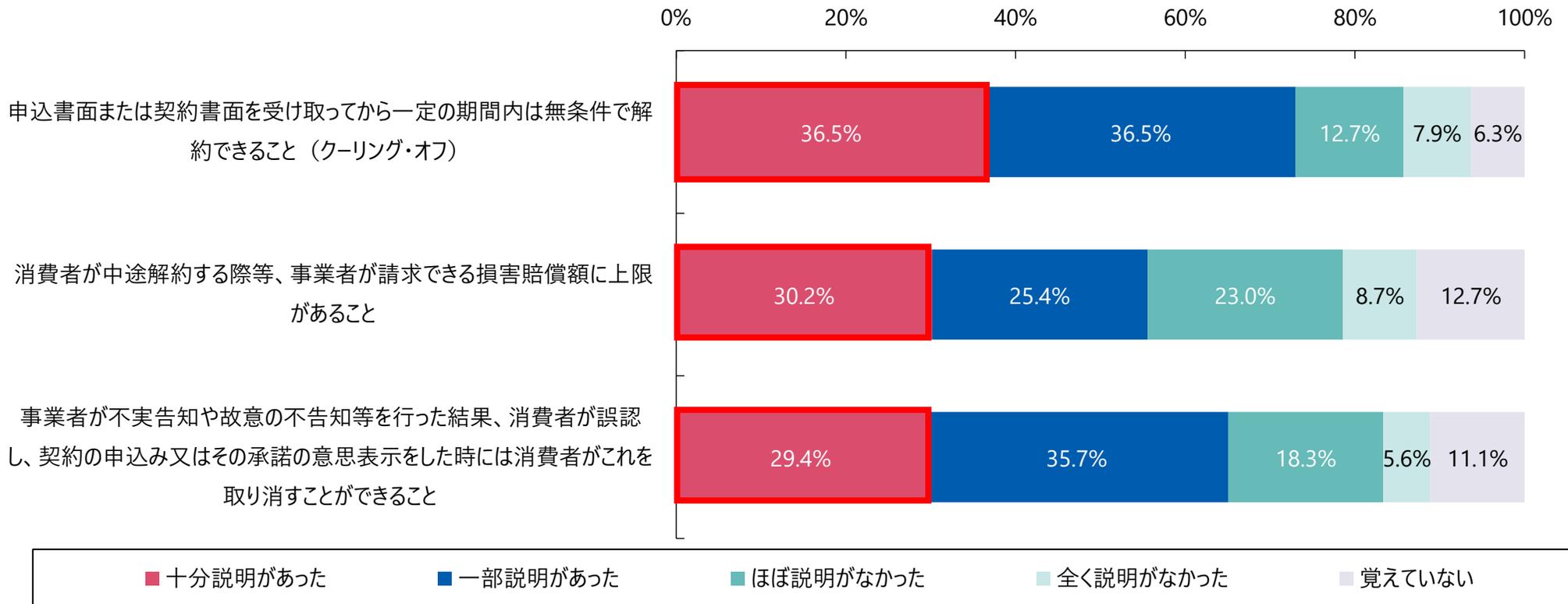
※4：「法律の名前は聞いたことがある」を回答した28の医療機関が対象

- ・脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法（例：レーザー脱毛）
- ・にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化
- ・光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法（例：ケミカルピーリング）
- ・皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法（例：ヒアルロン酸注射）
- ・脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法（例：脂肪溶解注射）
- ・歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法（例：ホワイトニングキットを用いたホワイトニング）

契約トラブル事例における説明について

○美容医療で契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したケースにおいて、契約締結前または契約締結時に契約の解約等の取り扱いに関して十分な説明があったと回答した患者は3割程度に留まり、7割程度は十分な説明がなかった旨の回答であった。

契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したケースにおける
契約締結前・締結時の説明度合い

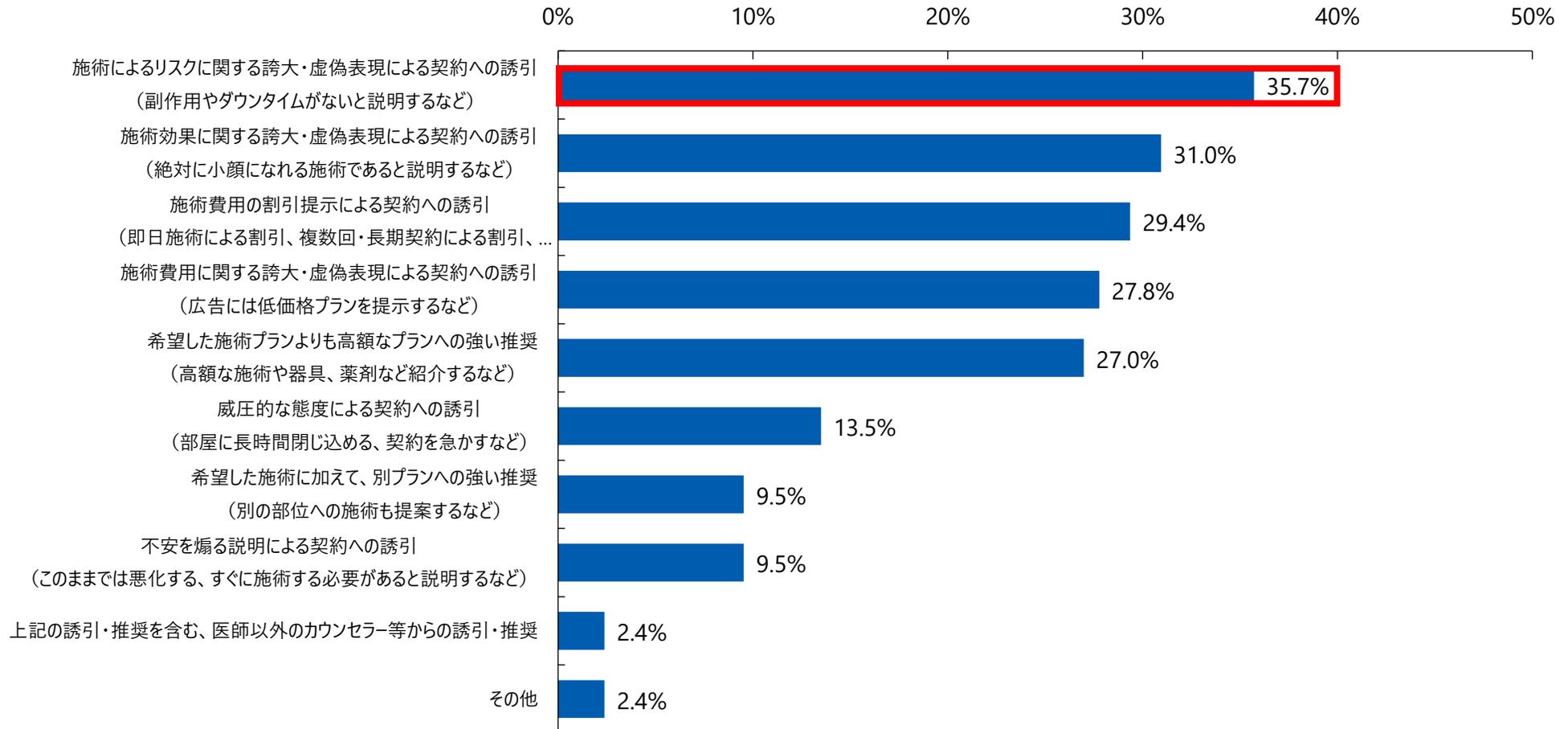


※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「これまで美容医療で当初の想定を超えた高額な契約を締結してしまったことや、契約期間中に契約解除やクーリング・オフを行うなど、契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したことがある」と回答した126人の患者が対象

契約トラブル事例における不正な誘引等について

- 美容医療で契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したケースにおいて、
 施術によるリスクに関する誇大・虚偽表現による契約への誘引を経験した患者が最も多かった。

契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したケースにおける契約への誘引・威迫等の経験有無（複数回答）

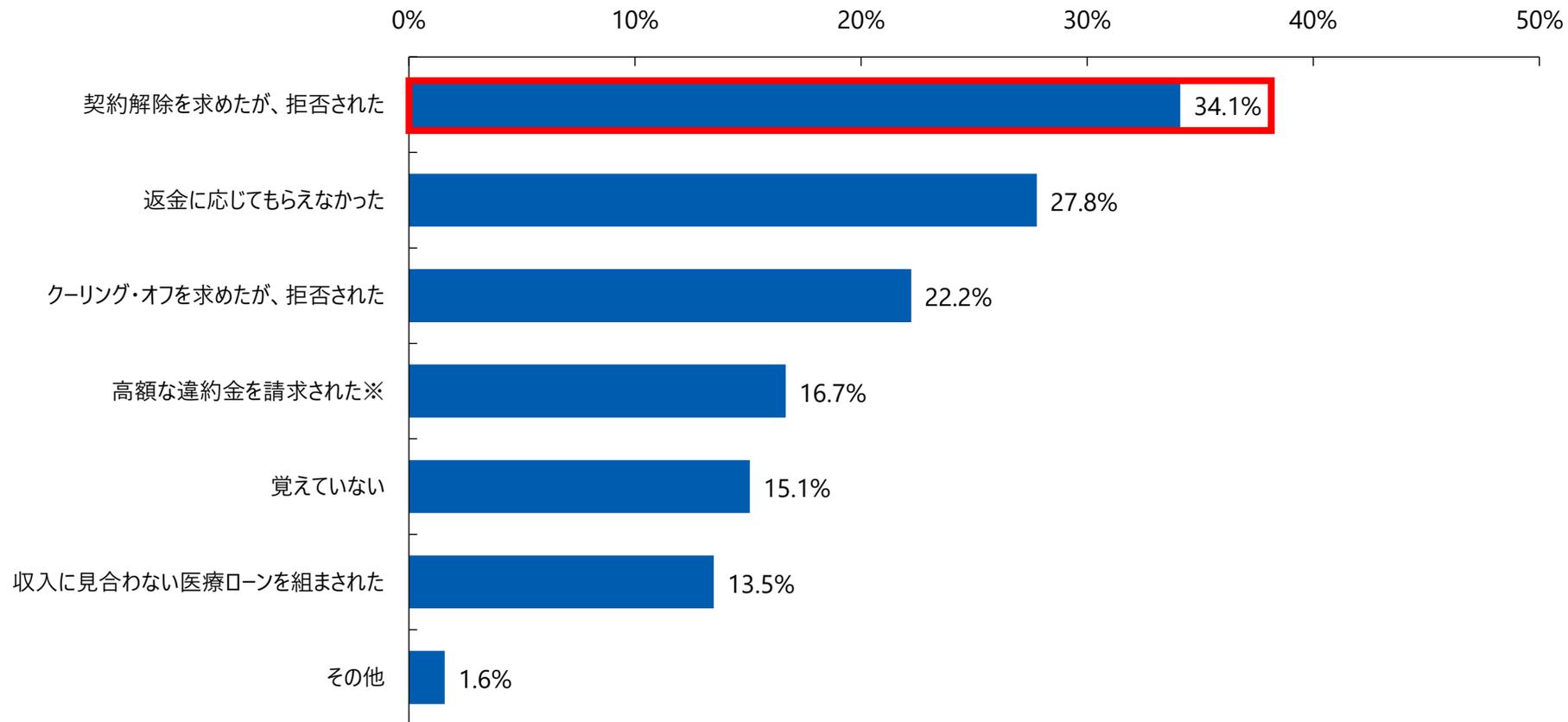


※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「これまで美容医療で当初の想定を超えた高額な契約を締結してしまったことや、契約期間中に契約解除やクーリング・オフを行うなど、契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したことがある」と回答した126人の患者が対象

契約トラブル事例における医療機関の対応について

- 美容医療で契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したケースにおける医療機関側の対応について、患者が契約解除を求めたが、拒否されたとの回答が最も多かった。

契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したケースにおける医療機関側の対応（複数回答）

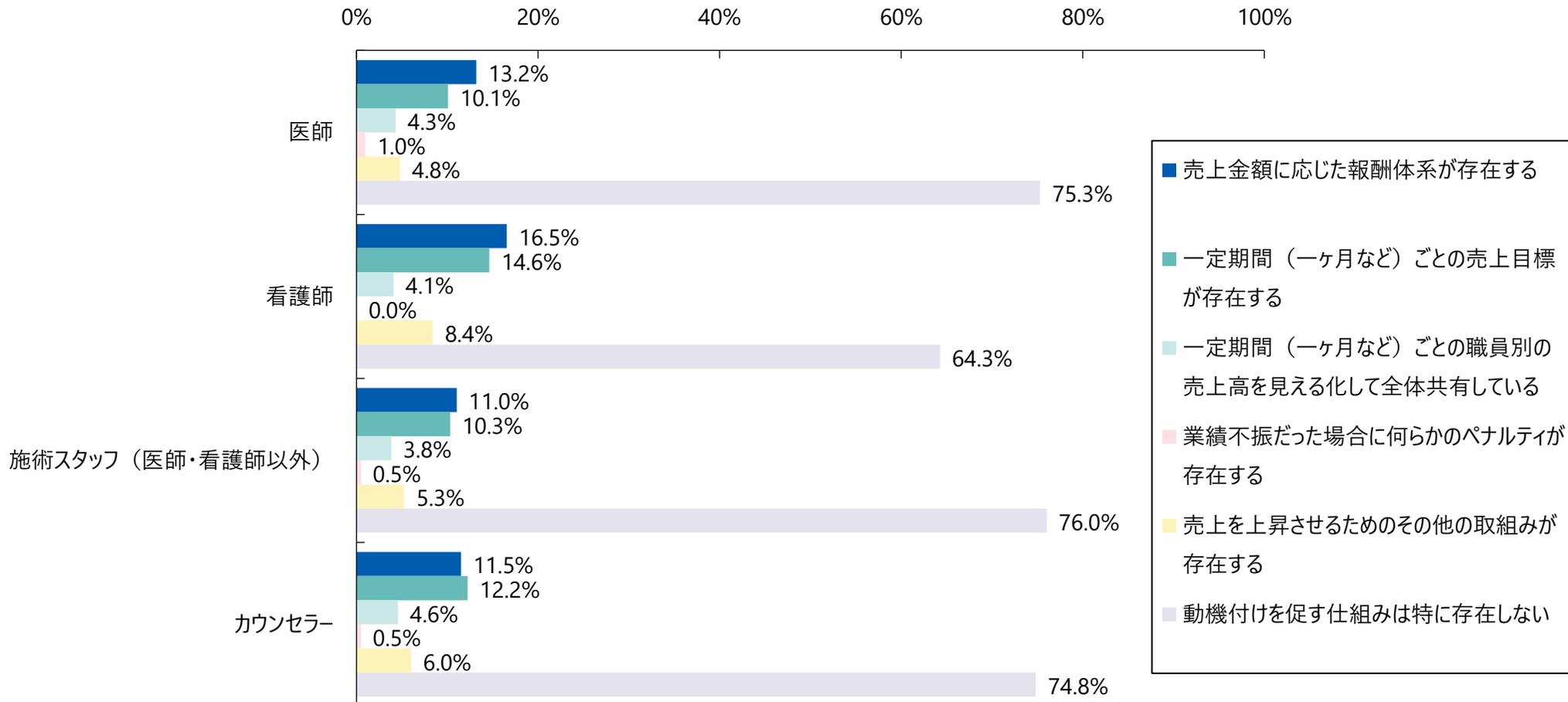


※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「これまで美容医療で当初の想定を超えた高額な契約を締結してしまったことや、契約期間中に契約解除やクーリング・オフを行うなど、契約や料金支払い等のトラブルや課題が発生したことがある」と回答した126人の患者が対象

売上げの上昇に対する従事者のインセンティブについて

○売上上昇に対して職員にインセンティブを与えていると回答した医療機関も一定数存在し、特に看護師に対してインセンティブ設計をしているものが相対的に多い。

売上上昇に対する職員へのインセンティブ制度（複数回答）



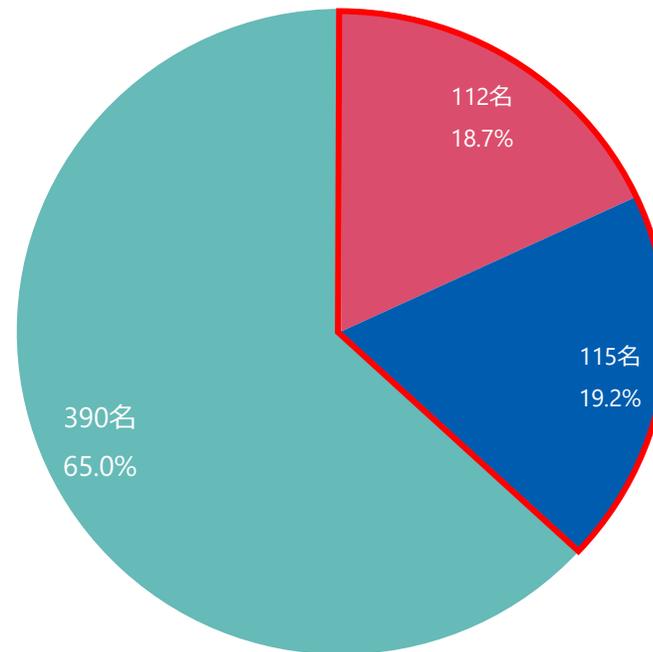
調査結果

- (1) 医療機関の医療提供体制について
- (2) 患者に対する説明・アフターフォローについて
- (3) 法令に関する理解について
 - 医療機関側の理解
 - 患者側の理解
- (4) 契約について
- (5) その他 健康被害・相談の状況について**

美容医療における合併症・後遺症経験有無

○美容医療を受けたことで合併症または後遺症に陥った経験を有する患者は約40%程度存在した。

これまで美容医療を受けたことで合併症や後遺症に陥ったことがあるか（複数回答）



- 施術後早期に再手術・治療が必要となる状況（合併症など）に陥ったことがある
- 施術後長期にわたり自然回復が見込めない状況（後遺症など）に陥ったことがある
- 再手術・治療が必要となる状況に陥ったことはない

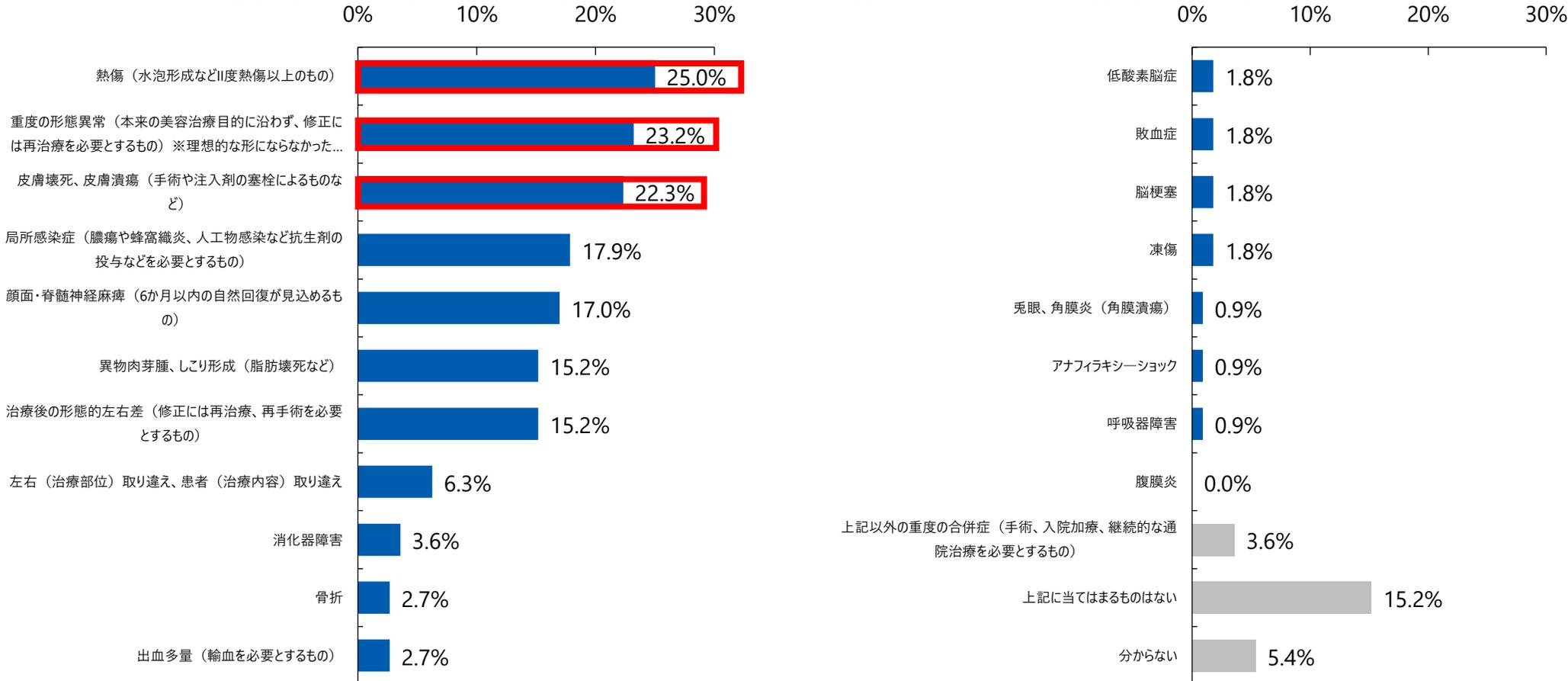
※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者が対象

※ なお、上記対象者は美容医療を受けたことがある者のうち、何らかの問題の経験があるとして詳細設問に回答した者

美容医療における合併症等について

○美容医療を受けたことで被った合併症等としては、熱傷が最も多く、次点に重度の形態異常、皮膚壊死・皮膚潰瘍が続いた。

施術後早期に再施術や治療が必要な状況（合併症など）に陥ったケースにおける具体的な症状（複数回答）

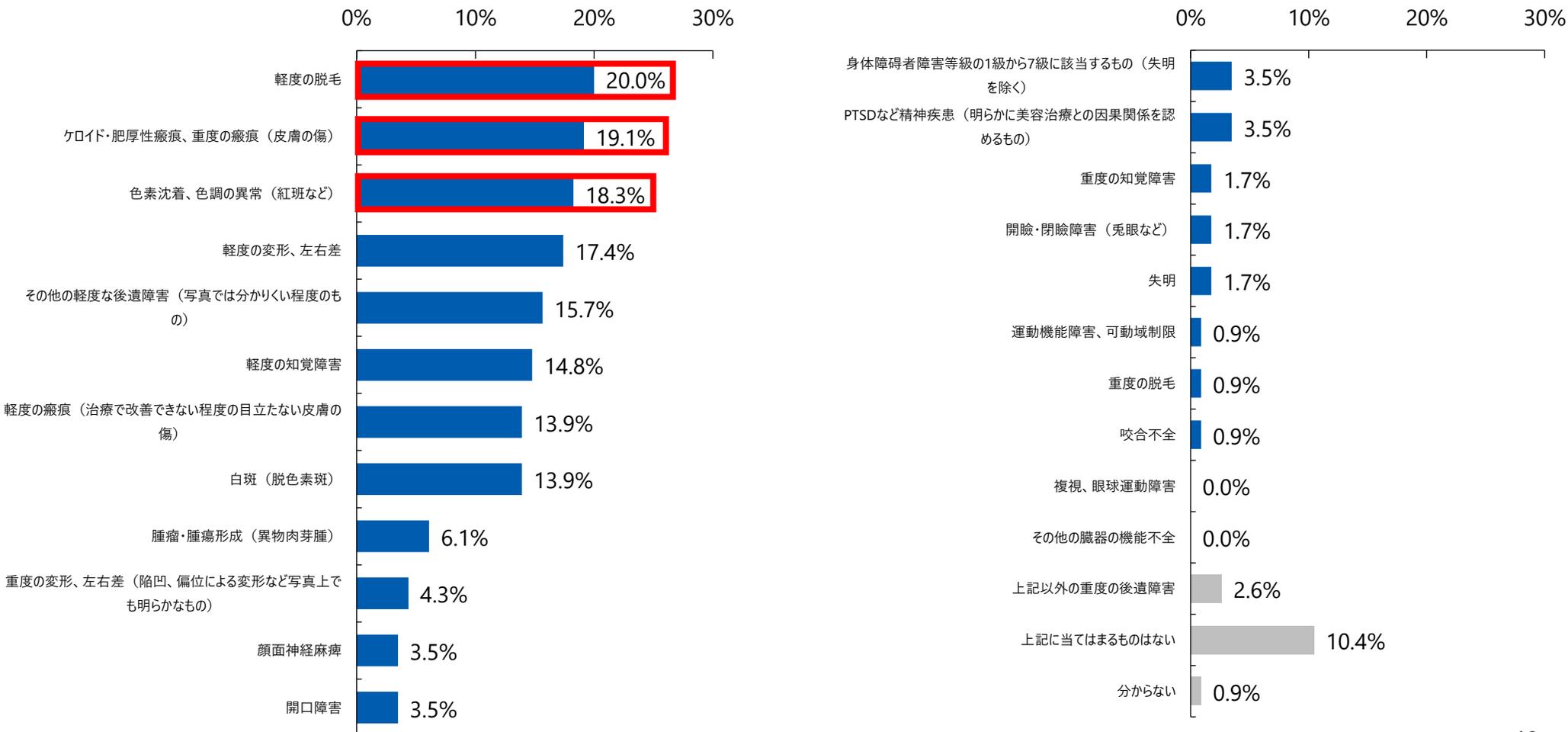


※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「施術後早期に再施術・治療が必要となる状況（合併症など）に陥ったことがある」と回答した112人の患者が対象

美容医療における後遺症等について

○美容医療を受けたことで被った後遺症等としては、軽度の脱毛が最も多く、次点にケロイド・肥厚性瘢痕/重度の瘢痕、色素沈着/色調異常が続く。

施術後長期にわたり自然回復が見込めない状況（後遺症など）に陥ったケースにおける具体的な症状（複数回答）

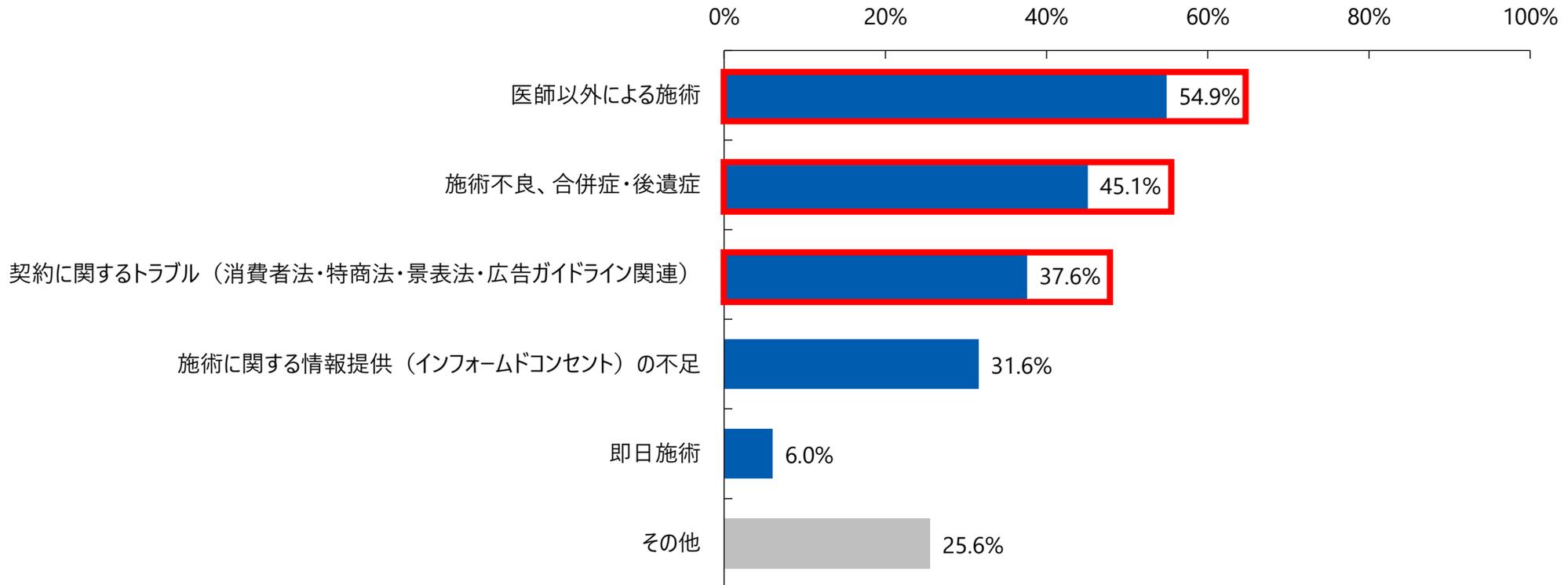


※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者のうち、「施術後長期にわたり自然回復が見込めない状況（後遺症など）に陥ったことがある」と回答した115人の患者が対象

自治体に対する相談の状況について

○これまで相談があった美容医療の内容としては、医師以外による施術が最も多く、半数を超えていた。
次いで、施術不良や合併症・後遺症、契約に関するトラブルが続いた。

これまで相談があった美容医療の内容（複数回答）



※ 保健所向け調査でこれまで美容医療に関する相談を受けた実績があると回答を得られた222の保健所のうち、無回答票を除く133の保健所が対象

実態調査の小括

■ 医療提供体制について

- 臨床研修修了直後の医師を過去 5 年間に於いて採用したと回答した医療機関はいずれの年も 1 割未満に留まっていた一方で、十分な経験年数や治療件数がない医師が 1 人で治療に携わっている実態があると考えられる。
- また、従事する医師について専門性等に関する要件を設けている医療機関は半分以下であった。
- カウンセラーについては、4 割以上の医療機関で採用しているとの回答があり、カウンセラーから診察・施術を受けたことがあると回答した患者が一定数存在した。
- 施術技術に関する研修や、施術後の管理についてのルールがないと回答した医療機関も一定数存在した。

■ 患者に対する説明・アフターフォローについて

- 美容医療において医療機関から十分な説明を得られなかったと回答した患者は一定数見られた。また、その理由として、看護師やカウンセラー等との話で実質的に施術内容が決まっていたと回答した患者が 6 割を超えた。
- アフターフォローに関して、施術不良に関するトラブルへ対応するための体制について、マニュアル・研修いずれも用意していないと回答した医療機関が 3 割を超えた。自院で対応不可能な修正や後遺症について連携する医療機関がないと回答した医療機関も 3 割を超えた。
- 他方で、合併症に陥ったケースにおいて、患者が治療を行った医療機関へ相談をした結果、再度説明を受けたものの納得できなかったと回答した者が半数近く存在した。

■ 法令に関する理解について

- 医療法・医師法について内容について説明できないと回答した医療機関が約 4 割を占めた。また、保健師助産師看護師法や消費者保護法制については、より理解度が低い傾向が見られた。
- 患者に関しても、医師法の基礎的なルールを知らないと回答した者は約 4 割を占めた。

■ 契約について

- 特定継続的役務を提供しているにもかかわらず、特商法上必要な書面を交付していない／わからないと回答した医療機関が 3 割弱存在した。
- 美容医療で契約トラブル等が発生したケースにおいて、施術によるリスクに関する誇大・虚偽表現による契約への誘引を経験した患者が最も多く、威圧的な態度による契約への誘引を経験した患者も存在した。

1. ヒアリングで指摘された問題
2. 実態調査結果
3. **本日の論点**

美容医療の質の向上のための対応案について本日議論頂きたい論点①

課題

- 美容医療を行う上での、適切な治療法の選択、患者への説明内容・説明方法、後遺症対応・アフターケア、医療提供体制、研修・教育体制等が示された指針・ガイドラインがない
- 医療の質を向上するための基準を遵守するインセンティブを創出する必要
- 患者は美容医療に関する情報を十分に保有・理解していないことに加え、患者の多くはインターネットやSNS等の手段により情報を取得しており、患者に質の高い医療機関を適切に選択するための正しい情報が行き渡っていない
- 美容医療は傷病の治療の必要はない患者に対して行うものであり、それによって健康被害が生じている一方で、都道府県等による医療機関への立入検査等の実施には体制上の限界があり、美容医療を提供する医療機関に網羅的かつ定期的に立入検査等を行って安全管理措置を確認することは困難
- 副作用や合併症などが発生した際には、当該治療を行った医療機関においてアフターケアの対応をするべきであるが、現在、そのような対応を行わせる仕組みが存在しない

対応案

- 関係団体によるガイドライン策定
- 医療機関が遵守する事項・法制度、美容医療のリスク等、適切な医療機関の選択に資する情報について、国民向けに周知・広報
- 医療広告のネットパトロールの強化
- 美容医療を提供する医療機関の安全管理措置の実施状況等の定期的な報告、報告内容の公表

I. これまでの議論も踏まえると、以上の課題及び対応案が考えられるのではないか。

美容医療の質の向上のための対応案について本日議論頂きたい論点②

Ⅱ.関係団体によるガイドライン策定及び関連制度の整備

- ガイドラインの内容として、以下の事項ではどうか。他に盛り込むべきことはあるか
 - 医事法制や消費者保護法制等の遵守すべき関係法令の内容、明確な解釈
 - 治療内容及び医療の質の標準化(治療に伴うリスクの程度を踏まえた、標準的な治療内容・手技、医療機関における医師数や経歴・専門性に関する事項、副作用や後遺症に関するリスクの説明方法、修正や後遺症治療の方法等)
 - 事故発生時の対応(アフターフォローの内容、紹介先医療機関との連携、(侵襲性の特に高い治療を行う場合について)急変時の体制の構築)
※ 医療事故が発生した場合は、法令上、医療事故調査・支援センターに報告等を行うこととされている。
 - 医師の指導・教育体制(経験・年次・専門性等に応じた治療の実施や、研修制度、指導担当医師による教育システム等)
 - 契約締結時において最低限遵守すべきルール(医師による説明内容、カウンセラーとの役割分担、即日治療の原則禁止(強引な手法等を用いて契約を締結する動機につながるインセンティブ制度のあり方を含む)等)
- ガイドラインの作成・発出主体について、関係学会が協力することとしてはどうか

美容医療の質の向上のための対応案について本日議論頂きたい論点③

Ⅲ.適切な医療機関の選択に資する情報について、国民向けに周知・広報

- 美容医療に関する国民の理解促進のために、どのような周知・啓発等を行うことが考えられるか

Ⅳ.美容医療を提供する医療機関の安全管理措置の実施状況等の定期的な報告、報告内容の公表

- 美容医療を行う病院又は診療所を対象として、医療機関としての安全管理措置の実施状況等について、年一回の頻度で、都道府県知事等に対して定期的な報告を行うこととしてはどうか。また、報告内容は、国民からのチェック機能が働くように、都道府県知事等が公表することとしてはどうか。
- 治療に伴うリスクの程度も踏まえ、美容医療のうち報告を求めるべき範囲(治療の種類)及び、それについての適切な報告事項はどのようなものが考えられるか。具体的には、安全管理の体制を把握するためには、医療法に基づく安全管理措置の実施状況等に加え、医師の専門医資格の有無、副作用や合併症等の問題が起こった場合に患者が相談できる連絡先等を報告させることが考えられるが、治療に伴うリスクの程度も踏まえどのように考えるか

参考資料



医療提供に関するルールについて

- 医師法や医療法等、保険診療と自由診療に共通に適用されるルールがある一方、保険診療を行い診療報酬を請求する場合には、そのうえで、保険診療に係る関係法令に従う必要がある。

保険診療

保険診療に係る関係法令

診療報酬の算定方法（告示）：

診療報酬を算定するための要件

施設基準告示：個々の点数を算定する医療機関の
人員や設備の基準

療養担当規則：保険診療の基本的なルール

自由診療

保険診療の場合に適用される左記
のルールは、自由診療においては
存在しない。

医療法

医師等の責務（努力義務）、医療広告の制限、医療事故の報告義務、開設の許可申請・届出、構造設備基準等の遵守、従業者への監督義務 等
※関連して、インフォームドコンセントの取扱い通知、医療広告ガイドライン 等

医師法

無資格医業の禁止、無診察診療の禁止、診療録の記載、臨床研修未修了医師の診療禁止 等
※関連して、オンライン診療の適切な実施に関する指針、診療情報の提供に関する指針 等

消費者契約法

不当な勧誘より締結させられた契約の取消し、不当な契約条項の無効 等

特定商取引法

特定継続的役務提供に関する不適正な勧誘の禁止、クーリング・オフ 等

景品表示法

不当な表示の禁止 等

医療以外の
物品・サービス
にも適用される

※このほか、医薬品等の流通は薬機法、再生医療の実施については再生医療法で規制。各種の資格法として、保健師助産師看護師法等がある。
※上図は簡略化したものであり、全ての規制等を示すものではない。

医療提供に関する確認や、指導・監査の仕組みについて

- 医療法に基づく立入検査は、都道府県等が必要があると認めるときに行うものであり、すべての病院、診療所、助産所が対象となる。なお、無床診療所の立入検査に関しては、随時行うこととされており、必ずしも行うこととはされていない。
- 一方、保険診療に係る請求や届出、指導・監査の仕組み等は、保険医療機関における保険診療にのみ適用される。

保険診療

保険診療に係る関係法令

(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律)

診療報酬の請求：医療機関は、毎月診療報酬の請求を実施。審査支払機関により、その内容が算定要件に照らして適切かを確認。

施設基準の届出：施設基準に変更があった場合には地方厚生（支）局に届出。地方厚生（支）局では、届出後半年以内に、当該内容が満たされているか調査。また、医療機関は毎年自己点検と報告を実施。

指導・監査：違反が疑われる場合以外にも、保険医療機関の開設時や、レセプト1件当たりの平均点数が高い場合等に、書類の記載内容の適切性や、診療実態が請求内容と一致しているかについて、個別に指導を実施。

自由診療

保険医療機関において適用される左記のような確認・指導監査の仕組みは、自由診療には存在しない。

医療法

診療所開設の届出、病院開設の許可

立入検査：病院（原則毎年）、有床診療所（概ね3年に1度）、無床診療所・助産所（随時）法令等により規定された人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか、書類等に法定の記載内容が記されているか等について検査を実施。

- 主な消費者保護法制としては、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法がある。

消費者契約法

- 消費者と事業者間で持っている情報の質・量や交渉力に格差がある状況を踏まえ、消費者の利益を守る目的
- 消費者契約について、不当な勧誘により締結させられた契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定

特定商取引法

- 訪問販売、通信販売、連鎖販売取引等といった消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象として、消費者保護と商品等の流通・役務提供の適正化・円滑化を図る目的
- 事業者の不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行為規制」やトラブル防止・解決のための「民事ルール」(クーリング・オフ等)を規定
- 美容医療との関係では、特に特定継続的役務提供、通信販売、アポイントメントセールス(訪問販売)、モニター商法(業務提供誘引販売取引)等が問題となる。

景品表示法

- 一般消費者がより良い商品等を自主的かつ合理的に選べる環境を守る目的
- 商品やサービスの品質、内容、価格等について著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される表示に対する規制(表示規制)や、過大な景品類の提供を防ぐための景品類の最高額の制限等(景品規制)を規定

美容医療における医療安全向上への取り組み

○ 消費者庁、独立行政法人国民生活センターと連携し、以下のリーフレットを発行している。

美容医療を受ける前にもう一度

きちんと説明を受け理解したか、美容医療を受ける前に再チェック。説明を受けていなければ、医師に聞いてみましょう。

Check 1 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できますか？

- 美容目的の自由診療で用いる薬や材料、機器などは、法律（医薬品医療機器等法）で承認などがされていない場合があります。そのため、あなたに使用される医薬品や医療機器等がどのようなものなのか、その安全性と有効性について自分でも説明できるくらいまで、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。

Check 2 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？

- 施術の効果だけでなく、施術に伴うリスク（副作用、合併症・後遺症の有無、発症確率、術中の痛みや苦痛など）についても説明を聞いて理解し、万が一のリスクを受け入れられるまで「効果とリスクのバランス」について納得できていますか。
- また、当初期待したとおりの効果がない場合もあることを理解しておきましょう。
- 国内で承認されている医薬品の副作用で万が一健康被害があったとき、公的な救済制度（医薬品副作用被害救済制度）がありますが、原則として決められた用法・用量等に従って使用されていない場合は救済対象になりません。

Check 3 ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましたか？

- ほかの施術方法が存在する場合には、それぞれの効果・リスク・費用・保険適用の有無などを比較したほかの選択肢についても、理解できるまで説明を聞き、あなた自身で選択しましょう。医師の勧める施術方法が唯一の方法とは限りません。

Check 4 その美容医療は「今すぐ」必要？ 最後にもう一度、確認しましょう。

- 美容目的の施術は、多くの場合緊急性がありません。「今契約すれば安くなる」などの勧誘に十分気を付けましょう。契約に関わるトラブルが多く報告されています。今すぐ必要ですか？ もう一度、あなた自身の気持ちを確認してください。

4つの✓は入りましたか？

- ▶ 4つ全てにチェックが入らなかった場合や、ほかに心配なことがある場合、希望していない施術を勧められた場合などは、改めて医師から十分な説明を受けた上で、もう一度、よく考えてから施術を受けるか決めましょう。
- ▶ もしも美容医療の施術を受けてトラブルが起こってしまった場合、迷わず、すぐに相談できるよう、裏面の「相談窓口」を確認しておきましょう。

参考してください ～美容医療に関する新情報～

(1) 日本肥満学会が肥満症治療薬の安全・適正使用に関するステートメントを公表しました！
 (日本肥満学会ステートメントから抜粋)
 GLP-1受容体作動薬は健康障害を伴わない（肥満症とは診断されない）肥満に用いるべきではなく、また低体重や普通体重などの適応外の体重者に対し**美容・痩身・ダイエット等の目的で用いる薬剤ではない**点には、十分留意すべきである。
 令和5年11月25日、一般社団法人日本肥満学会 <http://www.jasso.or.jp/contents/introduction/academic-information.html#550>

(2) 国民生活センターが痩身目的等のオンライン診療トラブルについて注意喚起を行っています！
 (国民生活センター報道発表資料から作成)
 痩身目的等のオンライン診療トラブルが増えています。**ダイエット目的で数か月分の糖尿病治療薬が処方される「定期購入トラブル」が目立ちます。**今後、オンライン診療の機会が増加し、消費者トラブルも増えることが懸念されることから、消費者への注意喚起を行っています。
 令和5年12月20日（第）国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/news/detail/n-20231220_1.html

(3) 女性のみにならず男性にも、美容に関する相談は上位にみられます！
 若者の商品・サービス別上位相談件数（2022年） ※令和5年版消費者白書より引用

品名	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 インターネットゲーム	115	1.0	1,081	1.0	1,530	1.0	1,209	1.0	1,502	1.0	4,173	1.0
2 映画	484	4.2	3,051	2.8	880	6.2	544	4.5	1,265	8.4	1,143	2.7
3 音楽	364	3.2	2,311	2.1	635	4.5	388	3.2	1,067	7.1	897	2.1
4 美容・健康	311	2.7	1,944	1.8	542	3.9	292	2.4	1,867	13.1	1,658	3.9
5 旅行	298	2.6	1,844	1.7	477	3.4	234	1.9	508	3.6	519	1.2
6 スポーツ	259	2.3	1,610	1.5	372	2.7	214	1.7	711	5.1	502	1.1
7 読書	239	2.1	1,510	1.4	312	2.2	160	1.3	511	3.6	448	1.0
8 飲食	184	1.6	1,144	1.1	219	1.6	116	0.9	671	4.8	359	0.8
9 美容・健康	139	1.2	864	0.8	154	1.1	76	0.6	424	3.0	354	0.8
10 旅行	119	1.0	744	0.7	100	0.7	51	0.4	401	2.8	386	0.9

※黄色：健康に関するもの 緑色：暮らしに関するもの 赤色：その他に関するもの（備考）1. 10月～12月に登録された消費生活相談件数（令和5年3月31日までの登録分）、2. 登録件数/総件数（17.0%）
 ※ピンク色：美容に関するもの ※オレンジ色：食品に関するもの ※白：自分では相談内容の種別を消費者庁で分類したものを示す。

困ったら迷わず相談しよう ～相談窓口のご紹介～

医療安全 医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

医療安全支援センター

※医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの連絡先が掲載されています。

契約 契約に関するトラブル、その他困ったときのご相談はこちら

消費者ホットライン「188(いやや!）」番

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

考 法・制度、事故情報について詳しく知りたい場合はこちら

- ◆ 医薬品医療機器等法 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045726.html>
- ◆ 医薬品副作用被害救済制度 http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html
- ◆ 医療法における病院等の広告規制について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/
- ◆ 事故情報データベース（消費生活センター等関係機関から寄せられた事故情報が閲覧できます） <https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

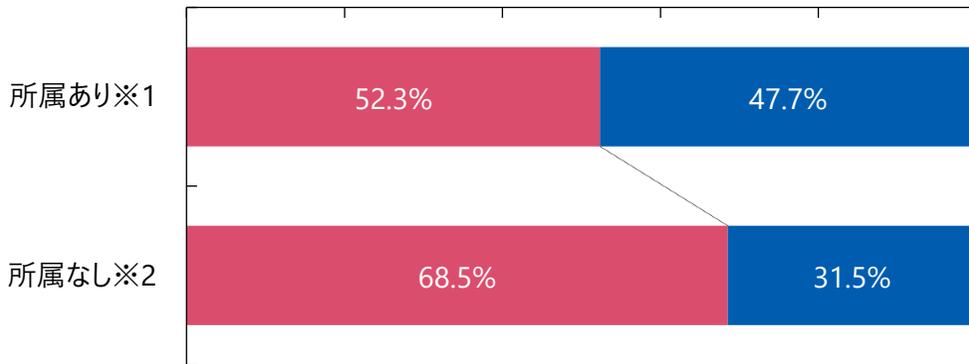
(参考) 診療に従事する医師の経験・専門性について

○管理者が美容関連学会に所属していない、または専門医資格を保有していないと回答した医療機関では、そこに従事する医師について、施術を行う上での要件を設けていないと回答した医療機関が相対的に多い。

従事する医師について、施術を行う上で経験年数や実績、医療機関内での研修、専門医等の要件の有無

管理者の美容関連学会への所属有無別

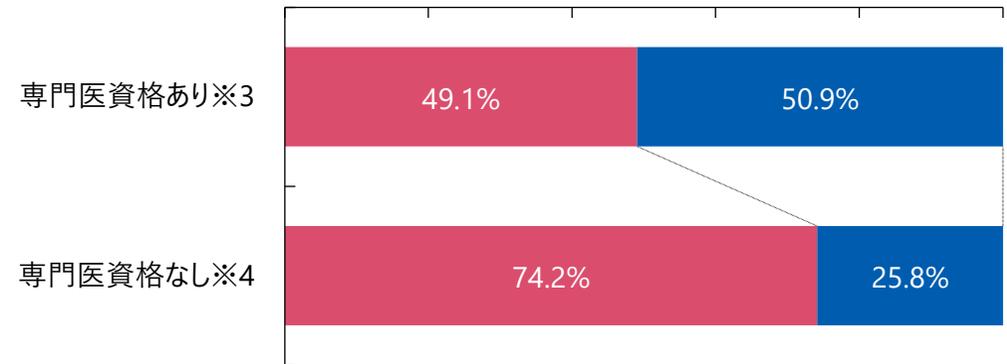
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 設けていない ■ 設けている

管理者の専門医資格保有有無別

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 設けていない ■ 設けている

※ 美容関連学会：日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会のいずれか

※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、

※1：管理者が所属する学会が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会」のいずれかを回答した363の医療機関が対象

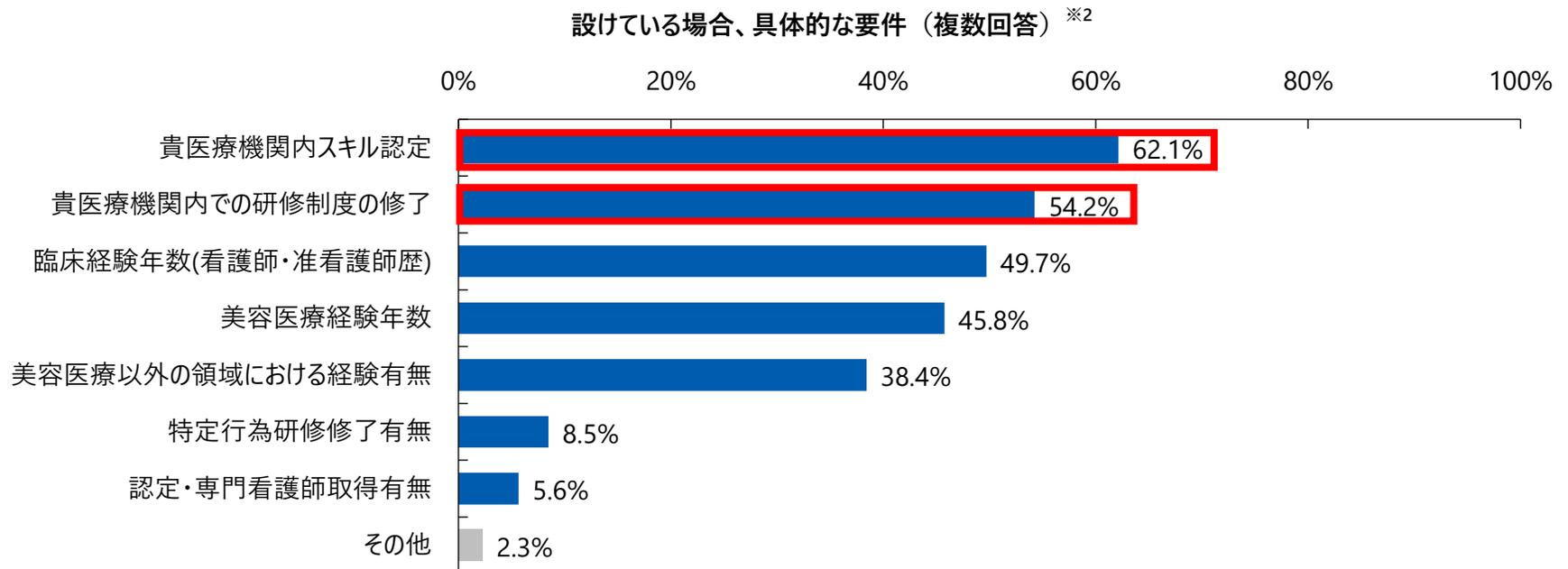
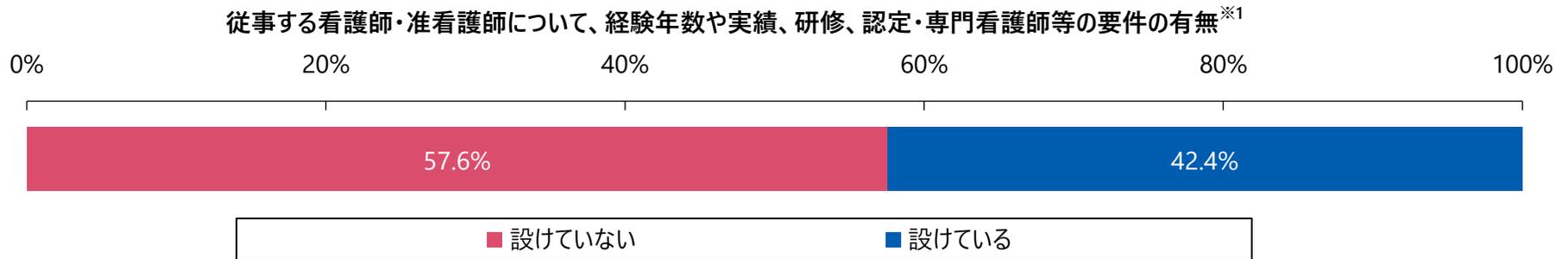
※2：管理者が所属する学会が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会」のいずれかを回答しなかった54の医療機関が対象

※3：管理者が保有する専門医資格が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会、その他関連学会」のいずれかのもを回答した328の医療機関が対象

※4：管理者が保有する専門医資格が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会、その他関連学会」のいずれかのもを回答しなかった89の医療機関が対象

(参考) 診療に従事する看護師の経験・専門性について

- 看護師・准看護師の従事要件を設けていないと回答した医療機関が半数を超えていた。
要件を設けている医療機関は自身の医療機関での経験や研修を重視する傾向にあった。



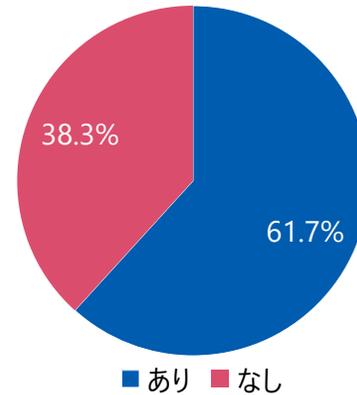
※1：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関が対象

※2：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、「従事する看護師・准看護師について、経験年数や実績、研修、認定・専門看護師等の要件を設けている」と回答した177の医療機関が対象

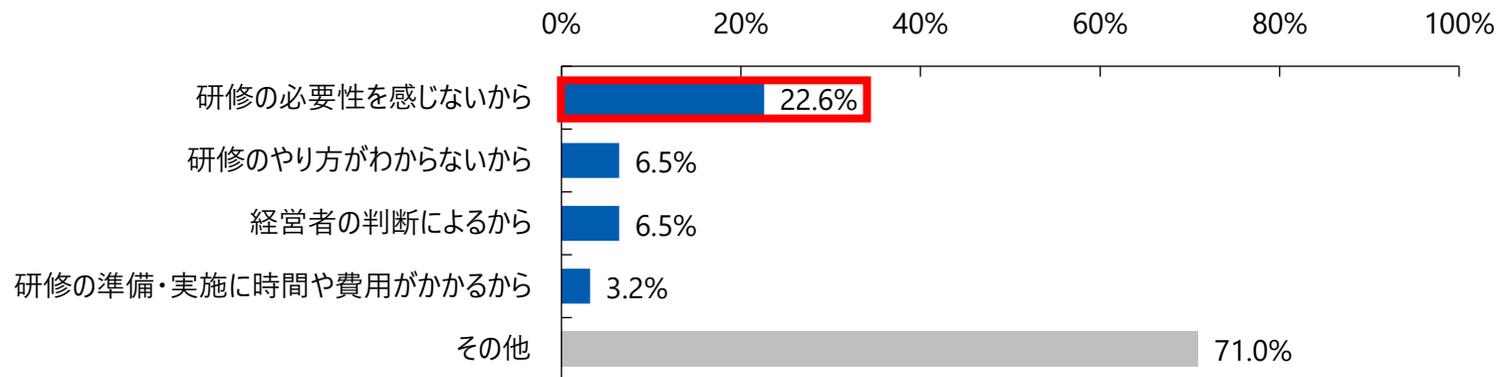
(参考) 研修体制について

- 麻酔下での侵襲の大きな施術を行う医療機関の中でも、医師に対する麻酔・全身管理に関する研修がない医療機関が4割程度見られた。研修がない理由として、必要性を感じないなどの意見も見られた。

麻酔下施術を行う医師に対する麻酔・全身管理に関する研修の有無^{※1}



「麻酔下施術を行う医師に対する麻酔・全身管理に関する研修」がない理由（複数回答）^{※2}

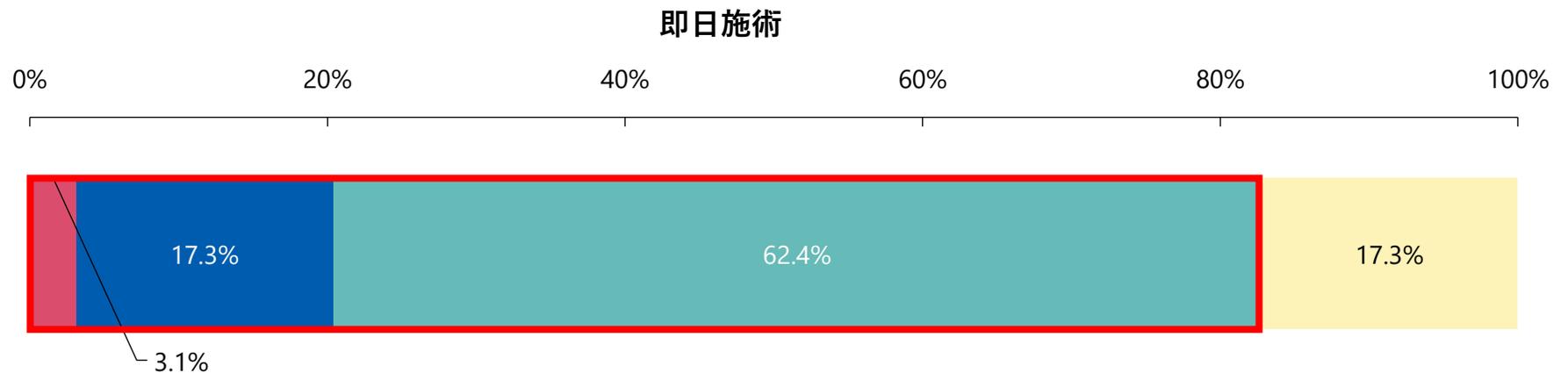


※1：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、実施している美容医療の類型が「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術（脂肪吸引、豊胸手術など）」と回答した81の医療機関が対象

※2：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、実施している美容医療の類型が「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術（脂肪吸引、豊胸手術など）」と回答した81の医療機関の中で、「麻酔下施術を行う医師に対する麻酔・全身管理に関する研修」がないと回答した31の医療機関が対象

(参考) 即日施術関係

○即日施術を実施していると考えられる回答の医療機関は80%以上存在した。



■ 即日施術を積極的に勧めている

■ 即日施術を提案することがある

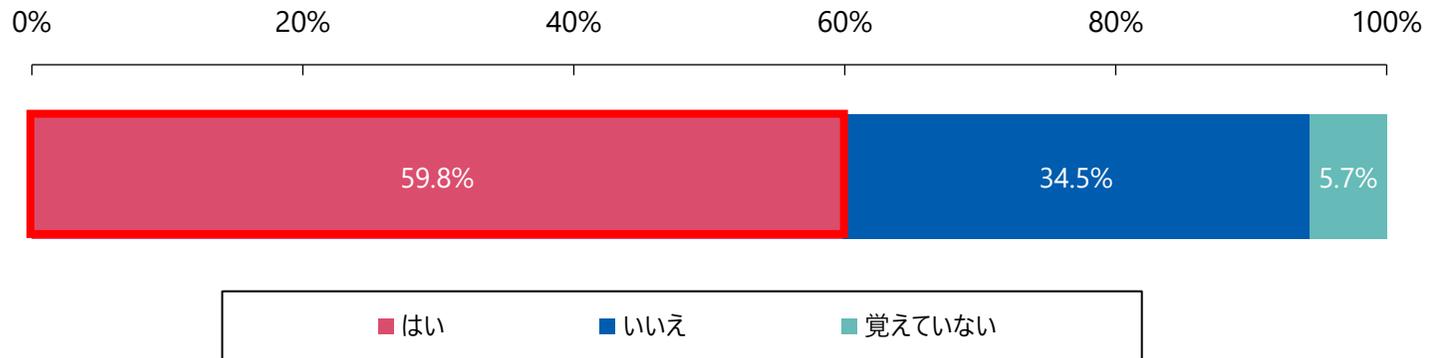
■ 即日施術を提案することはないが、患者の希望に応じて実施することがある

■ 即日施術を実施することはない

(参考) 即日施術関係

○患者の半数以上が初回の受診当日に施術を受けた経験を有していた。

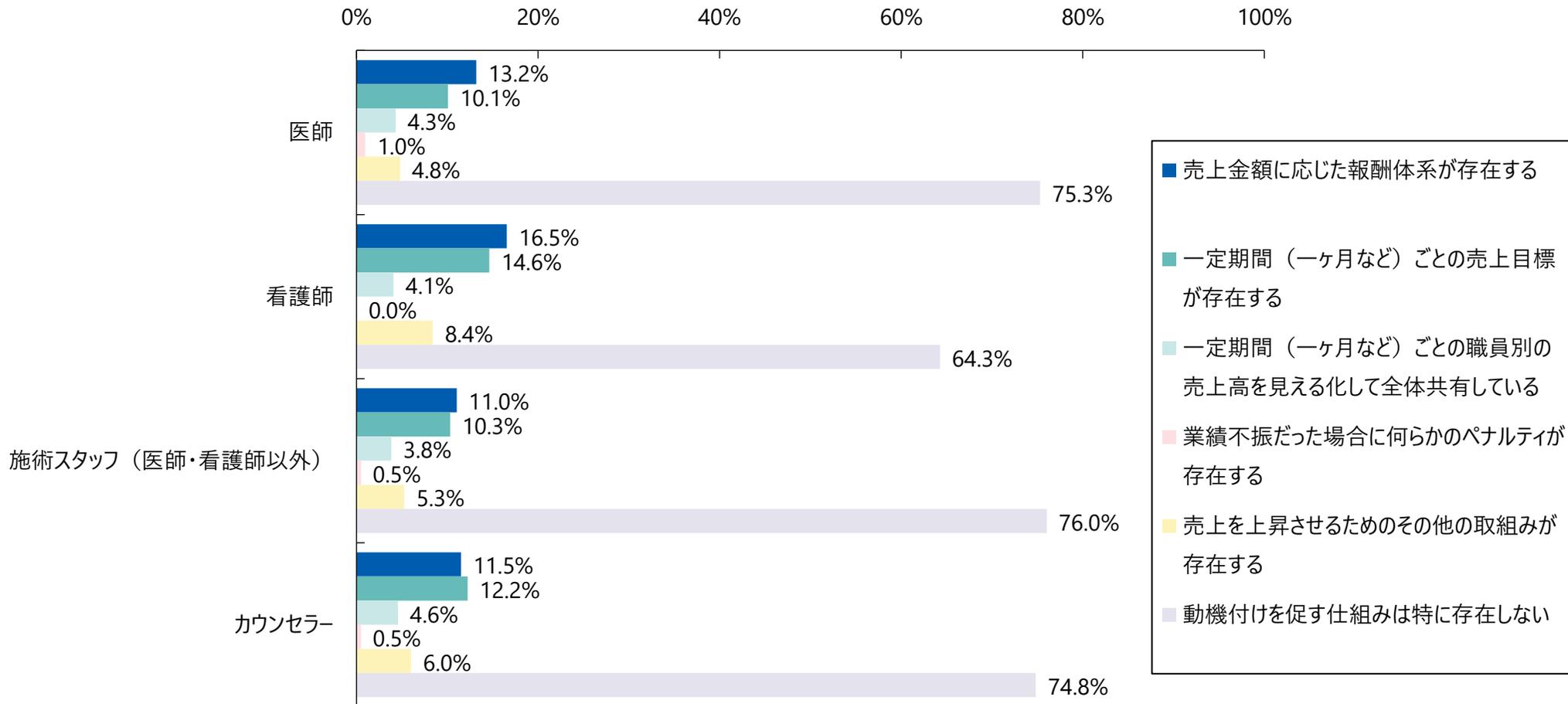
初回受診当日の施術経験の有無



(参考) 売上げの上昇に対する従事者のインセンティブについて

○売上上昇に対して職員にインセンティブを与えていると回答した医療機関も一定数存在し、特に看護師に対してインセンティブ設計をしているものが相対的に多い。

売上上昇に対する職員へのインセンティブ制度（複数回答）



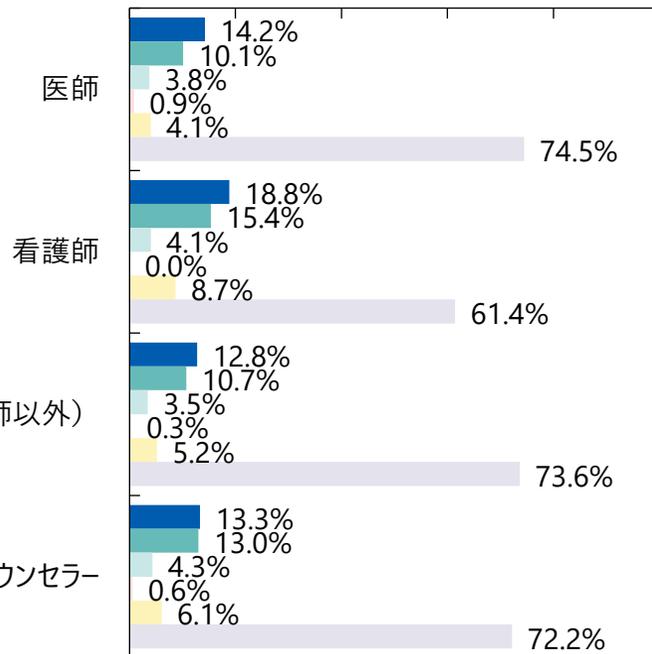
(参考) 即日施術関係

○即日施術を行う医療機関では、インセンティブ制度を設けている比率がやや高かった。即日施術を実施する医療機関が多い背景には、売上上昇に対する職員へのインセンティブ制度があるものと考えられる。

売上上昇に対する職員へのインセンティブ制度

(即日施術実施あり医療機関) ※1

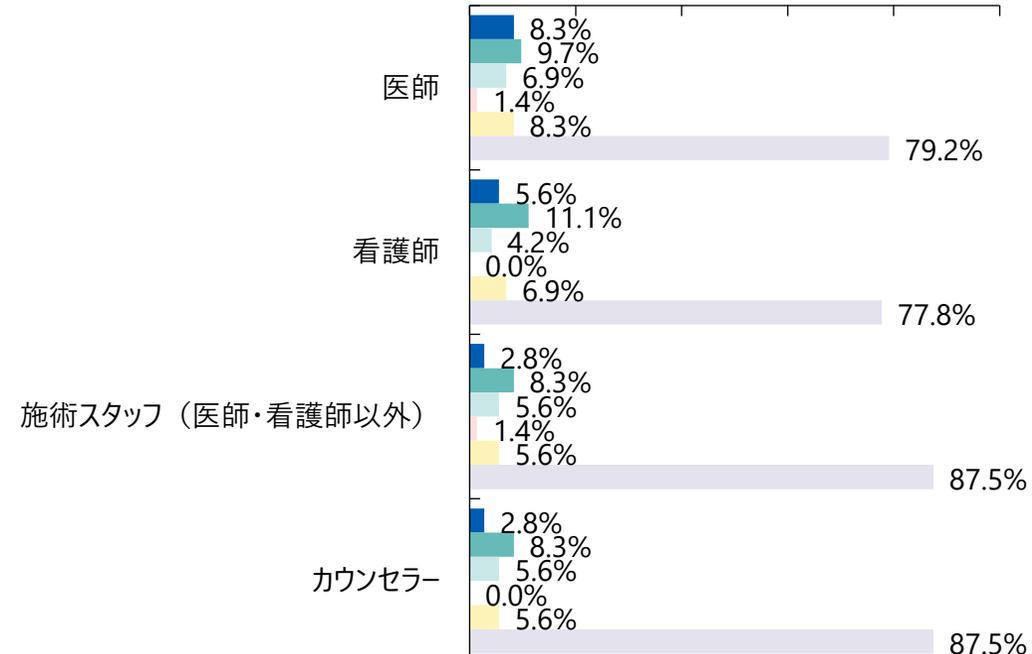
0% 20% 40% 60% 80% 100%



売上上昇に対する職員へのインセンティブ制度

(即日施術実施なし医療機関) ※2

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 売上金額に応じた報酬体系が存在する

■ 一定期間（一ヶ月など）ごとの職員別の売上高が見える化して全体共有している

■ 売上を上昇させるためのその他の取組みが存在する

■ 一定期間（一ヶ月など）ごとの売上目標が存在する

■ 業績不振だった場合に何らかのペナルティが存在する

■ 動機付けを促す仕組みは特に存在しない

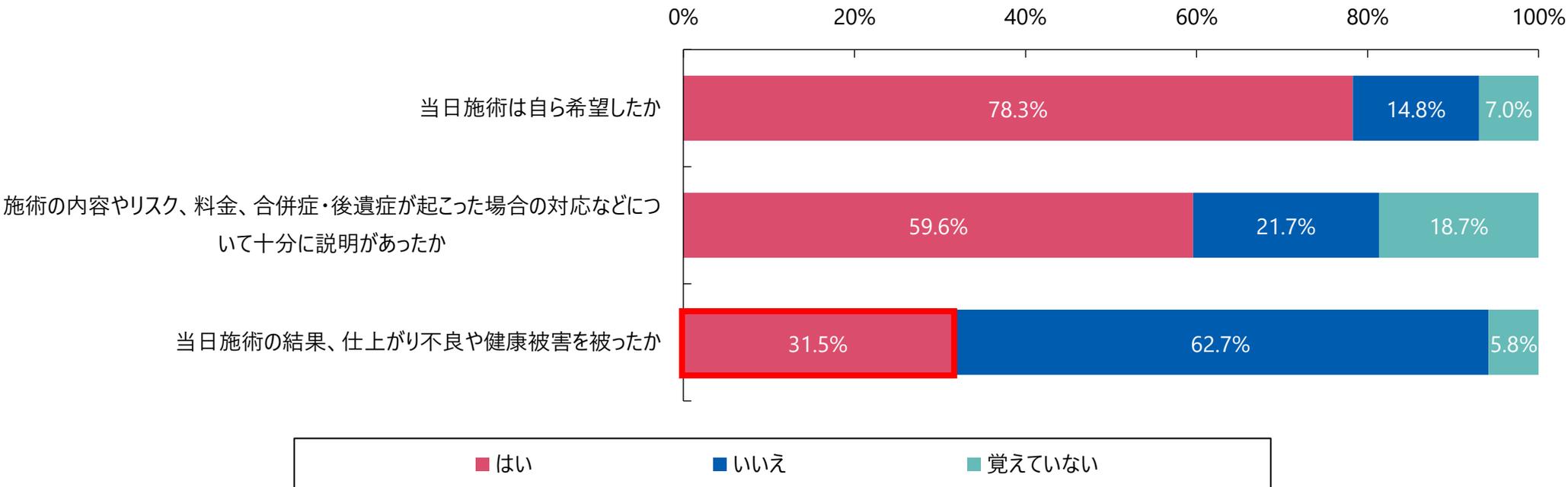
※1：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、「即日施術を積極的に勧めている」、「即日施術を提案することがある」、「即日施術を提案することはないが、患者の希望に応じて実施することがある」と回答した345の医療機関が対象

※2：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、「即日施術を実施することはない」と回答した72の医療機関が対象

(参考) 即日施術関係

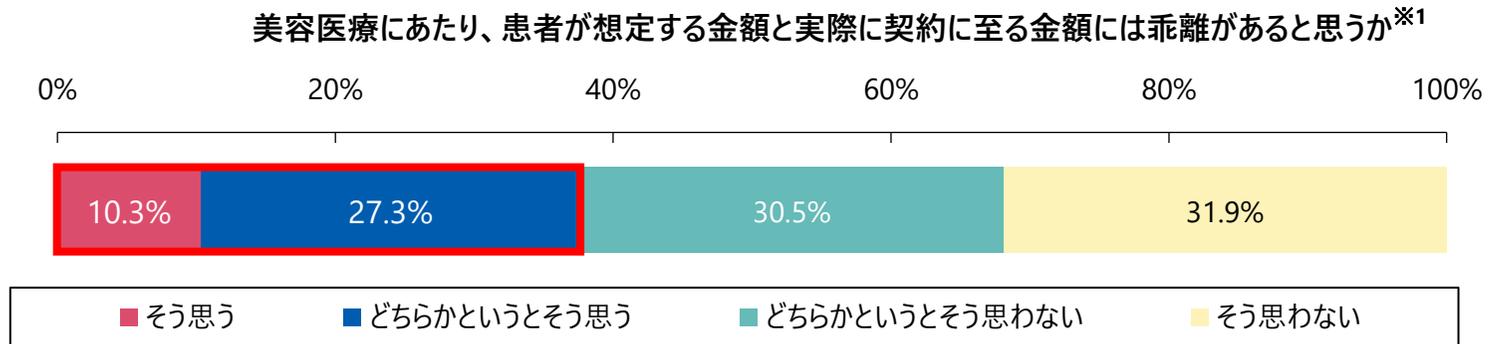
- 初回の受診当日に施術を受けた患者の半数以上は施術内容やリスク等について十分な説明を受けており、大半の患者は自ら当日施術を希望していた。しかし、その結果、仕上がり不良や健康被害を被った患者は30%程度存在した。

当日施術実施の時に、以下の事象は発生したか

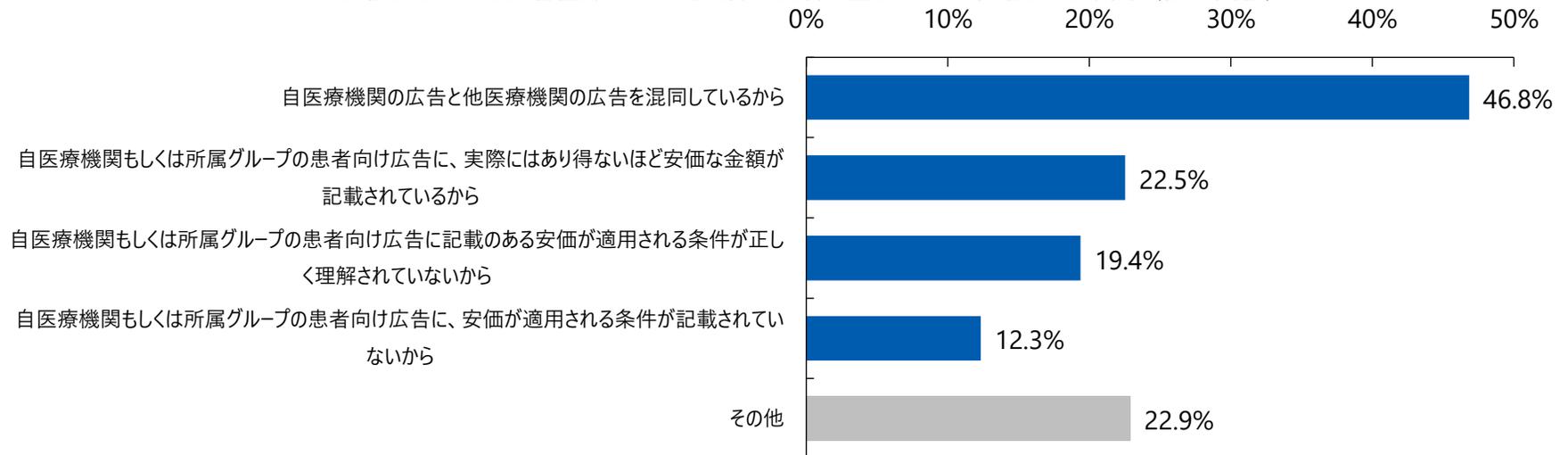


(参考) 契約金額の問題

- 患者の想定と実際の契約額には乖離があると考えている医療機関が約40%存在し、原因として実態と広告の乖離や広告のわかりにくさなどを挙げていた。



患者が想定する美容医療の金額と実際に契約に至る金額に乖離がある原因（複数回答）^{※2}



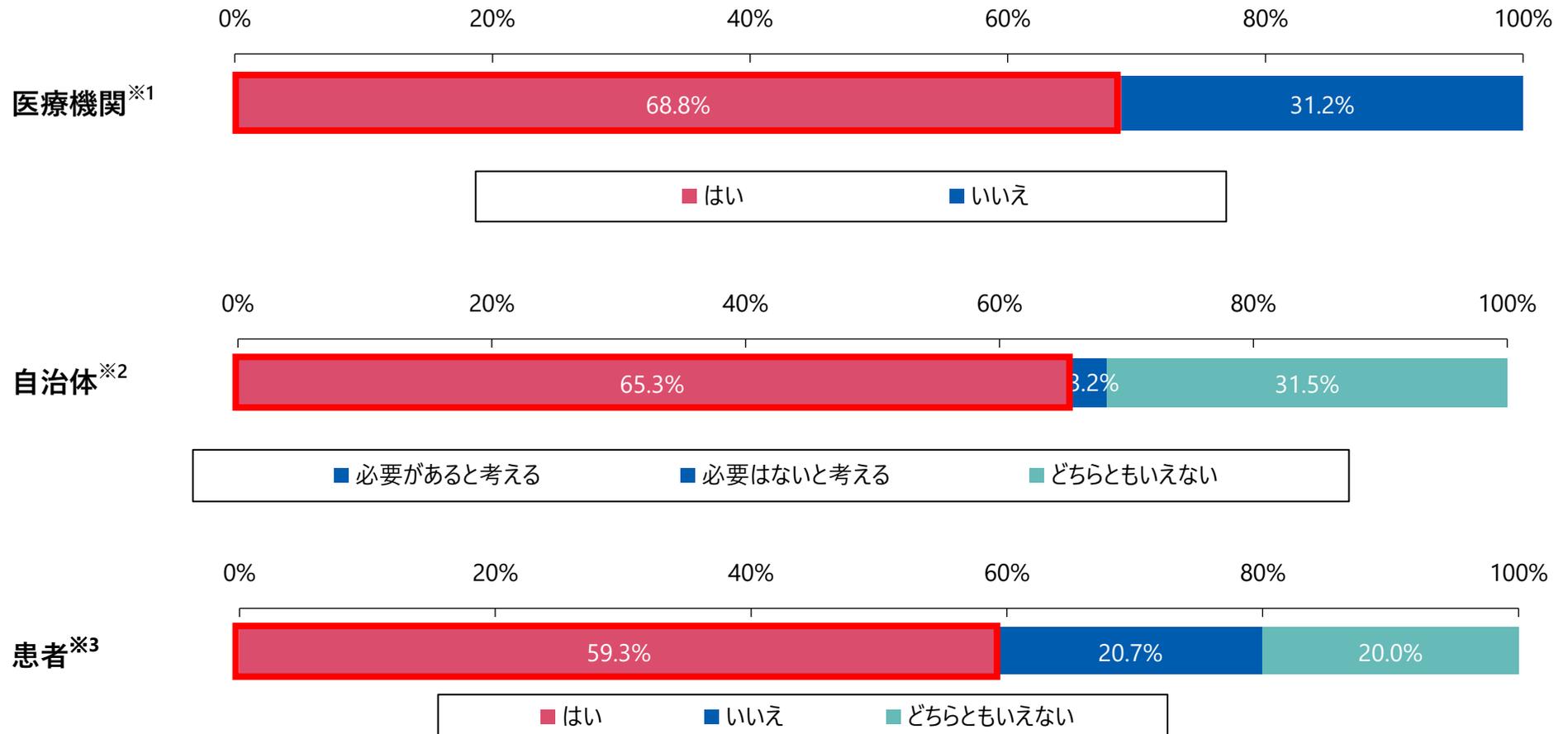
※1：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関が対象

※2：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、※1に対して、「そう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」⁶⁰と回答した284の医療機関が対象

(参考) 法規制についての認識

○患者・医療機関・自治体すべて半数以上は美容医療に係る法的な規制や対策が必要であると考えていた。

HIFUや脂肪吸引等による事故を踏まえた法的な規制や対策の必要性



※1：医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関が対象

※2：保健所向け調査でこれまで美容医療に関する相談を受けた実績があると回答を得られた222の保健所のうち、無回答票を除く219の保健所が対象

※3：患者向け調査で回答を得られた600人の患者が対象